

一般社団法人兵庫県社会福祉士会
第27回総会 講演

災害ケースマネジメント

～災害復興における法実務と
ソーシャルワークとの連携～



弁護士 津久井 進

自己紹介に代えて

なぜ弁護士が
災害に関わるのか



ボランティアからスタート



災害のリーガルマインド

何のために（目的）

その仕組みがあるのか（手段）

現場で考える（法的思考）

「東京防災」を見る

今やろう。災害から身を守る全てを。

東京 防 防災

TOKYO BOUSAI / LET'S GET PREPARED!

今やろうマーク

本書では、すぐ実践できる防災アクションを紹介する項に「今やろう」マークを付けました。このマークが付いている項は優先的に確認し、必ず実践しておきましょう。このページでは、特に重要な「10の防災アクション」を挙げています。さあ、今やろう。

- 家具類の転倒防止をしよう
⇒ 100・102 ページ
- 耐震化チェックをしよう
⇒ 107 ページ
- 日常備蓄を始めよう
⇒ 085 ページ
- 非常用持ち出し袋を用意しよう
⇒ 090 ページ
- 避難先を確認しよう
⇒ 115 ページ
- 家族会議を開こう
⇒ 122 ページ
- 大切な物をまとめておこう
⇒ 091 ページ
- 部屋の安全を確認しよう
⇒ 095 ページ
- 災害情報サービスに登録しよう
⇒ 128 ページ
- 防火防災訓練に参加しよう
⇒ 130 ページ

12 13

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/1002147/1008042/1008074.html>



百貨店・スーパー・コンビニ

百貨店・スーパーでは商品の散乱やショーケースの破損などに注意して、階段の踊り場や柱の近くへ。コンビニでは買い物かごなどをかぶり、身を守ります。



劇場・ホール・スタジアム

大勢の人が集まる劇場・ホール・スタジアムなどの施設では、あわてて非常口や階段に駆け寄らず、館内放送や係員の指示に従います。

ま
ち
が
い
さ
が
し



地下街

停電で多くの人がパニックになり、非常口に殺到すると負傷の危険があります。落ち着いて落下物から身を守り、柱や壁のそばで揺れが収まるのを待ちます。



空港

首都直下地震が発生しても建物の倒壊などの被害はないと予想されていますが、ガラスや天井部材などの落下に備えて注意しましょう。

🏠 防止対策のポイント



転倒・落下・移動防止対策はネジ止めが基本

「ネジ止めが基本」

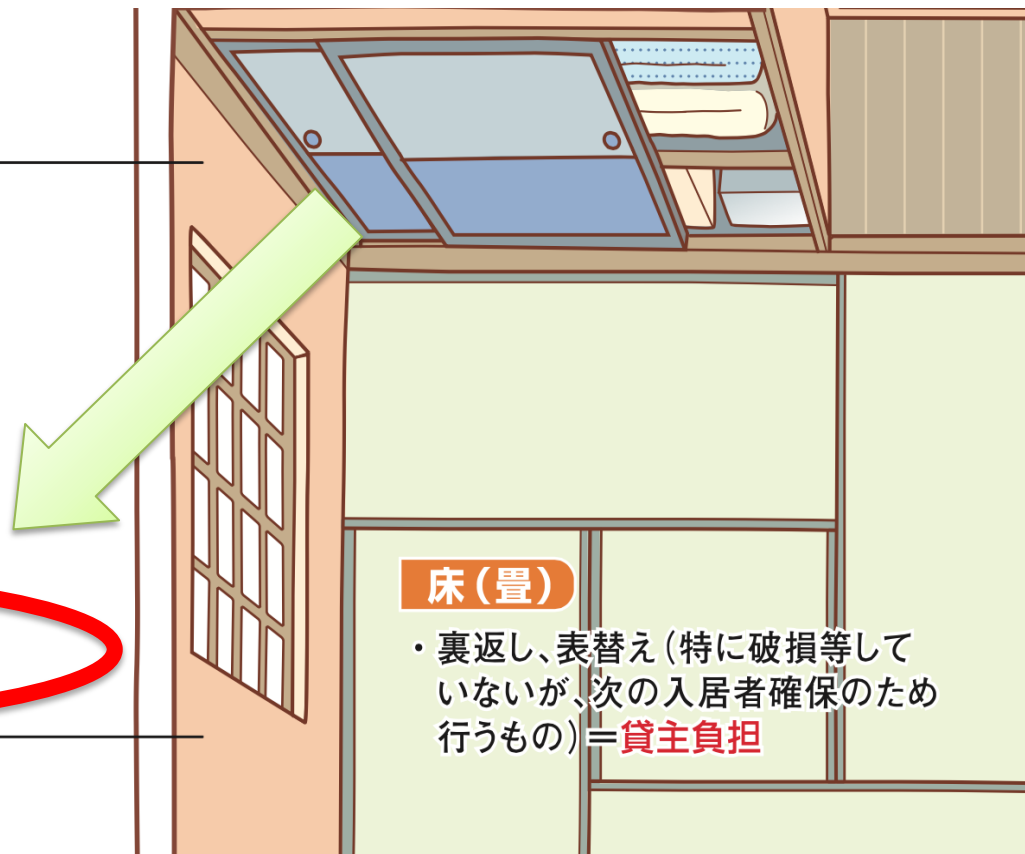
「最も確実な方法は、壁にL字金具で固定することです」

柱や壁の穴は、借主が原状回復義務 柱や壁にくぎ穴はつけられない

(東京都都市整備局 賃貸住宅紛争防止条例&賃貸住宅トラブル防止ガイドライン)

壁(クロス)

- ・クロスの変色(日照など自然現象によるもの)
(通常損耗) = **貸主負担**
- ・タバコのヤニ
 - ①クリーニングで除去できる程度(通常損耗)
= **貸主負担**
 - ②クリーニングで除去できない程度(通常損耗とはいえない) = **借主負担**
- ・画鋏、ピン等の穴(下地ボードの張替えは不要な程度)(通常損耗) = **貸主負担**
- くぎ穴、ネジ穴(下地ボードの張替えが必要な程度)
(通常の使用を超える) = **借主負担****
- ・結露を放置したことにより拡大したカビ、シミ
(通常の使用を超える) = **借主負担**



床(畳)

- ・裏返し、表替え(特に破損等していないが、次の入居者確保のため行うもの) = **貸主負担**

港区の公営物件では転倒防止器具による原状回復義務免除 (2017/04/01~)

港区では、家具転倒防止器具を支給しています

(各地区総合支所の協働推進課にて)

現在、家具転倒防止器具を取り付け済みで、「工作物設置許可申請書」を提出していない方は、提出をお願いします。

また、家具転倒防止器具を取付け予定の入居者は、「工作物設置許可申請書」を事前に提出してください。

* 工作物設置許可申請書を提出し、工作物設置許可を受けることで、家具転倒防止器具設置による傷穴については、退去時に原状に復することを免除します。

入居のしおりに家具の転倒防止を 明記することにした自治体

三重県四日市市

埼玉県日高市

三重県桑名市

東京都世田谷区

昭島市

香川県観音寺市

千葉県柏市

徳島県

議員の働きかけで実現

↑
包括外部監査役の意見で実現

公営住宅等における家具等の転倒防止措置の普及を求める会長声明

2021年（令和3年）4月28日

兵庫県弁護士会

会長 津久井 進

- 1 阪神・淡路大震災では、犠牲者の死亡原因の8割以上が建物・家具等の下敷き等による圧死で¹、負傷者の約半数が家具の転倒落下が原因でした²。地震が起きたときに、自らの命や身体を守り、確実に避難できるようにするために、効果的な家具の転倒防止措置をとることは、防災・減災対策の基本です。
- 2 家具の転倒防止措置には様々な方法がありますが、金具等で壁に固定する方法が最も効果があるとされています³。ところが、公営住宅や賃貸住宅では、壁にネジ穴等をあけることからこの方法を避けることが多いようです。

これは、国土交通省住宅局の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」（以下「国交省ガイドライン」といいます）が、壁等のネジ穴等を「賃借人の使い方次第で発生したりしなかったりするもの（明らかに通常の使用による結果とはい

東日本大震災と弁護士相談

◆陸前高田市の仮設住宅巡回訪問◆



アウトリーチ

まちづくり個別相談（気仙沼）



世帯ごとの個別相談

ツール活用



避難所での相談
（大船渡市）

アウトリーチ

よってたかって連携

難民支援協会，まあむたかた等と連携

写真出典：まあむたかた，野崎隆一氏

災害時の弁護士相談の機能



- 東日本大震災における岩手，仙台，福島，千葉，茨城，日弁東京三会の無料相談
- 情報分析結果として取りまとめた2012年10月までの約4万件が対象
- 1000件を抽出して紹介

東日本大震災無料相談事例集より

279 家を購入後3時間で家を流される。住宅ローンの支払いはどうなるのか。引渡し後3時間で転居前なので生活再建支援金の支給を拒否された(宮城県:H23. 5)

409 独身の兄と二人暮らしをしていたが、今回、兄が津波で溺死。兄の死亡に関し、災害弔慰金も義援金も支給されないのは不合理ではないか(岩手県:H23. 4)

743 精神的にぼろぼろ、体も頭もついていけない。眠れない。皆そう。避難指示で避難。その後の生活が読めない。転居もできない。とにかく生活費が必要。(福島県:H23. 4)

立法事実収集機能→立法へ

- 東日本大震災復興基本法
 - 災害弔慰金等法の改正
 - 相続熟慮期間の延長特例法
 - 支援金，義援金等の差押禁止法
 - 東日本大震災事業者再生支援機構法
 - 東日本大震災被災者援助（法テラス）特例法
 - 原発事故子ども・被災者支援法
 - 災害対策基本法の改正
 - 被災マンション法の改正
 - 大規模災害借地借家特別措置法
 - ◆被災ローン減免制度の創設
 - ◆被災者生活再建支援法の運用改善
- 等々

被災者の生の声を聴く

「被災者」は、相談すること自体が大事
悩みはひとりだけの問題ではないから

「専門家」は生の声を聞くこと自体が大事
解決しなくても無力感は感じなくていい

立法事実の積み重ねとして重要な意義

災害ケースマネジメントの射程

なぜ必要なのか

取り残される一人ひとりの被災者



原発の避難者



在宅被災者



震災障害者



被災者って誰だろう？



災害関連死



救済されない零細事業者



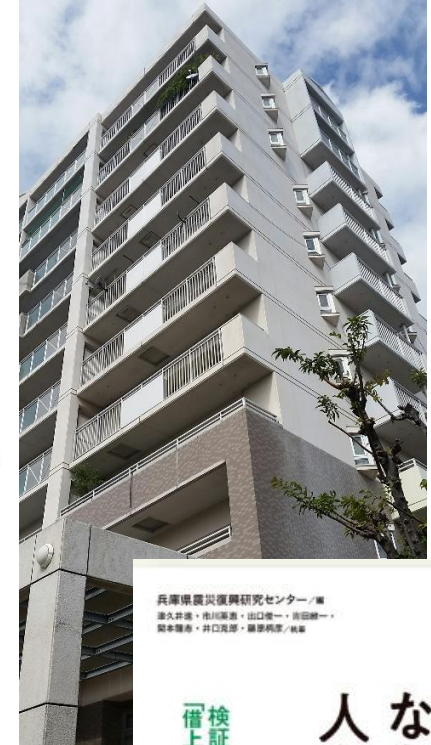
20年目の復興災害[借上げ住宅問題]



<借り上げ復興住宅>



20年後



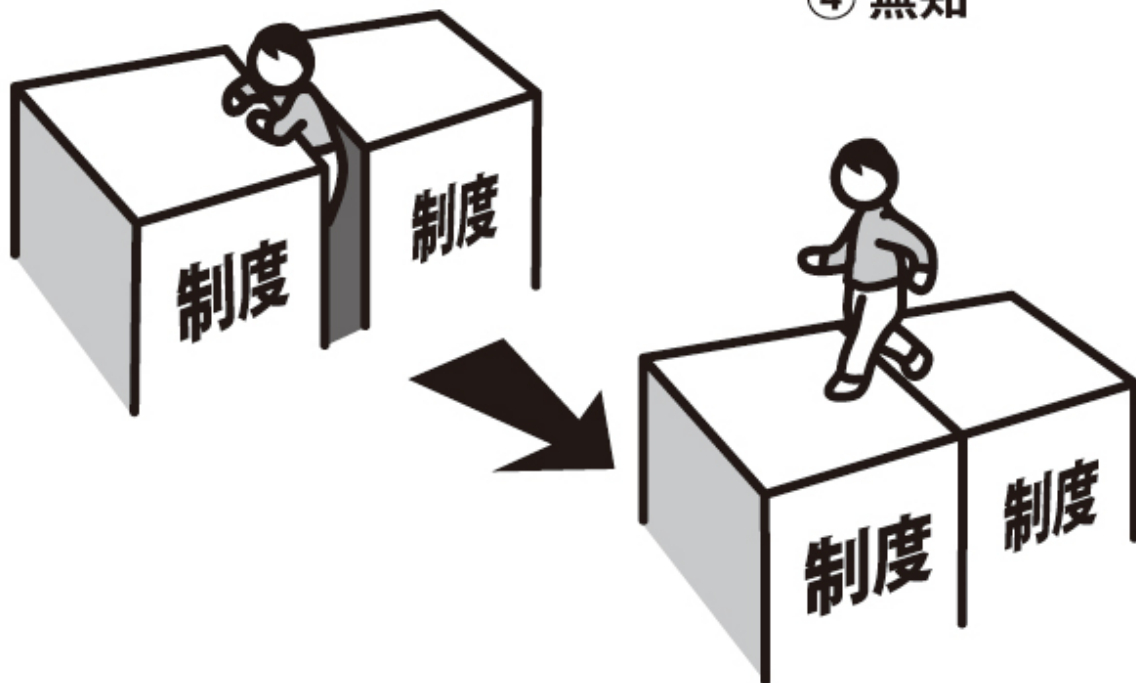
法律で解決を図れないか

災害制度の4つの弱点

- ① 制度がない
- ② 中身が悪い
- ③ 使い方が悪い
- ④ 無知



制度と制度にスキマがあると…







制度のスキマで救済されない被災者をなくす

法律の限界

り災証明書の区分

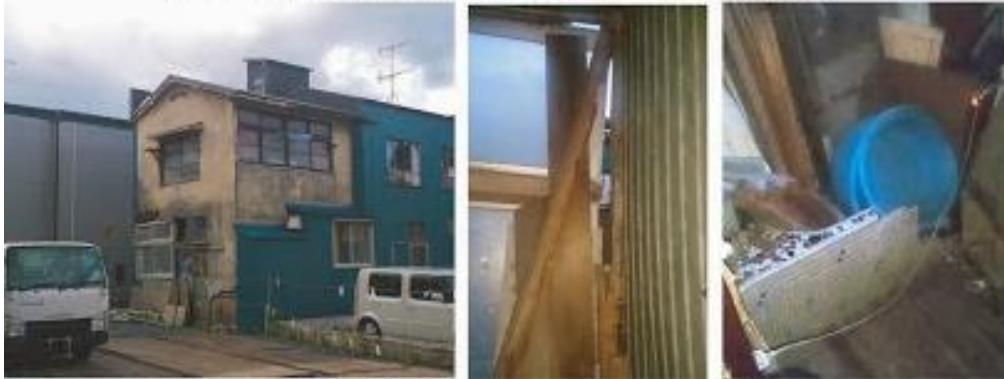
中規模半壊
(30%以上40%未満)

区分	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
				
損害割合	50% 以上	40% 以上 50% 未満	20% 以上 40% 未満	10% 以上 20% 未満
被災者生活再建支援金 (基礎支援金)	100 万円	50 万円	30% 未満	0 円

※単身世帯はこの 3/4 の金額

在宅被災者の現実

在宅被災世帯の現在、写真紹介



石巻市市街地地区／老人世帯（姉妹）／
壁から外が見え、風呂は壊れたまま。金銭的な理由でこれ以上の修繕はあきらめている。



石巻市北上地区／独居老人世帯／
制度の活用はしたが、修理できていない場所が多い。自己負担が必要な制度が使えない。



○在宅被災世帯と仮設世帯との支援格差

	在宅被災世帯	仮設住宅世帯
義援金	有り 個議決定によって無い場合も。	有り
赤十字家電点セット	無し	有り
暖房器具支援	無し	有り
住宅再建	助成金最大152万円 未だに壊れた家屋に暮らす方も・・・ <small>※市町村により制度差あり</small>	復興住宅、高台移転など選択数多数 但し、資金的な問題で悩む方は多い
集会場	被災して無くなった地域多数。 自治会での再建困難。	有り。 阪神淡路大震災の教訓大。
コミュニティ再生	基本的に住民まかせ。 地区会長不在の地区も。	住民主体も若い世代の ボランティアなどの存在あり
居住環境	被災場所に住む。不便。 住民バスも仮設中心に運行	飲水など不満あるが、移動支援、 買い物支援など様々な支援が集中
見廻り見守り	既存の行政サービスに頼ろうとして いるが、マンパワー不足は決定的	官民一体となった取り組み



石巻市市街地地区／独居老人世帯／
防災計画で立ち退き確定、来年復興住宅転居するが、玄関のドアもない状態でまた冬過ごす。

被災者支援はアウトリーチでこそ

2020年1月19日 2:00 【有料会員限定記事】

      ... 全て表示



地震で風呂などが壊れながら8年間、損壊した自宅で暮らした横江さん(右)と、支援し続ける伊藤さん(宮城県女川町)

宮城県女川町の横江義行さん（65）は、東日本大震災の大津波を生き延びなが

宮城県女川町の横江義行さん（65）は、東日本大震災の大津波を生き延びながら、8年後の昨年3月27日、災害公営住宅に入居するまで家の湯船につかることはなかった（中略）

「被災者に『大丈夫ですか』と聞いても『大丈夫じゃない、助けてくれ』と言わない。

『どんな被害がありましたか』と尋ねるのが基本」と伊藤さんは言う。

（日経2020/1/19 小林隆記者）

災害のダメージの要因は多様 (🙄 法律は四角四面 😡)

津波・地震・原発（被災ダメージの原因の差）

自体の財政規模や能力・人口流出と流入（自治体間の差）

仕事・雇用の喪失と貧困（生計手段へのダメージの差）

持家・借家（住宅資産の差）

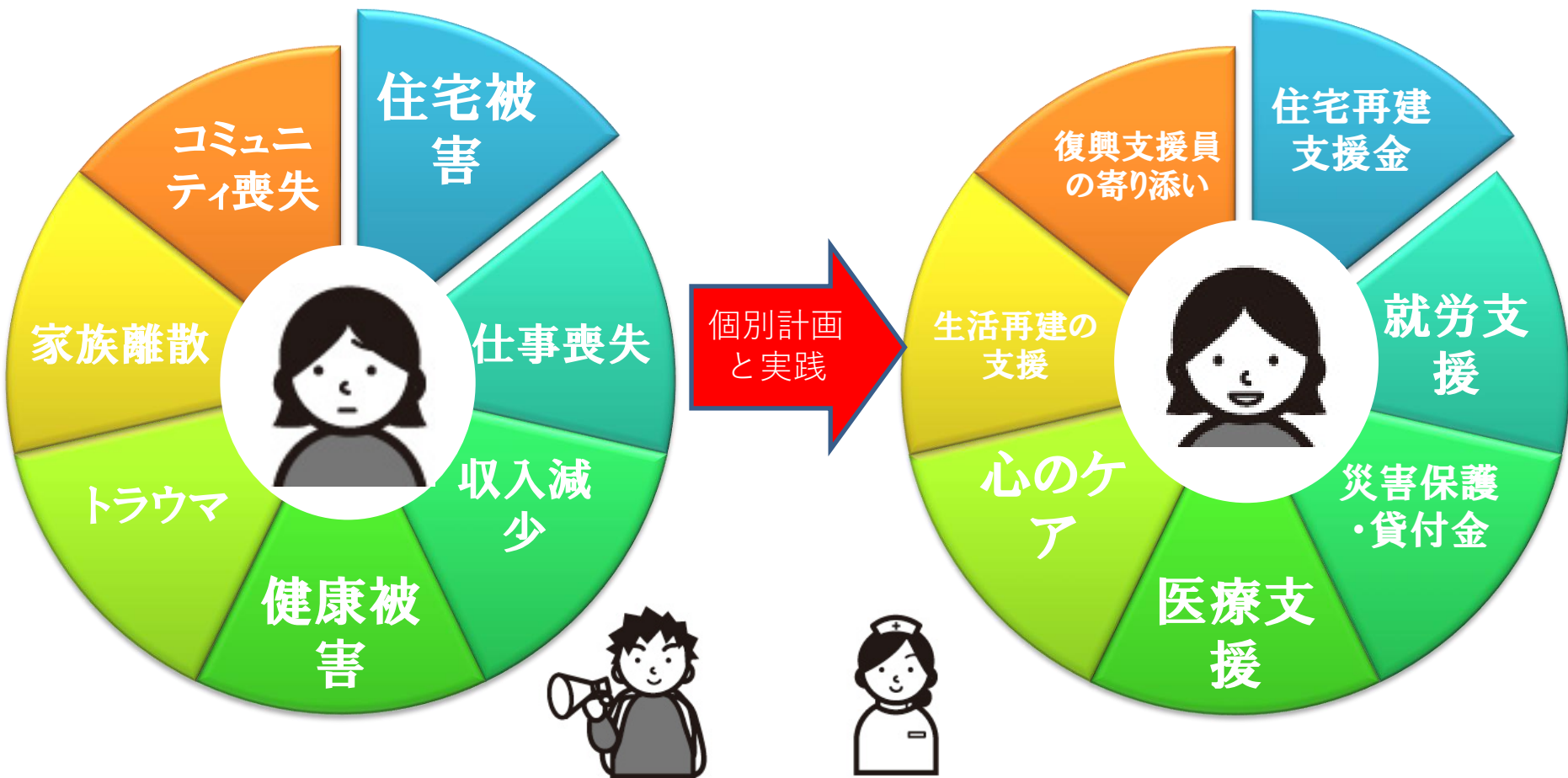
全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊（制度支援の水準の差）

プレハブ仮設・みなし仮設・在宅（制度支援の実行手段の差）

現地再建・集団移転・立退き（行政計画の差）

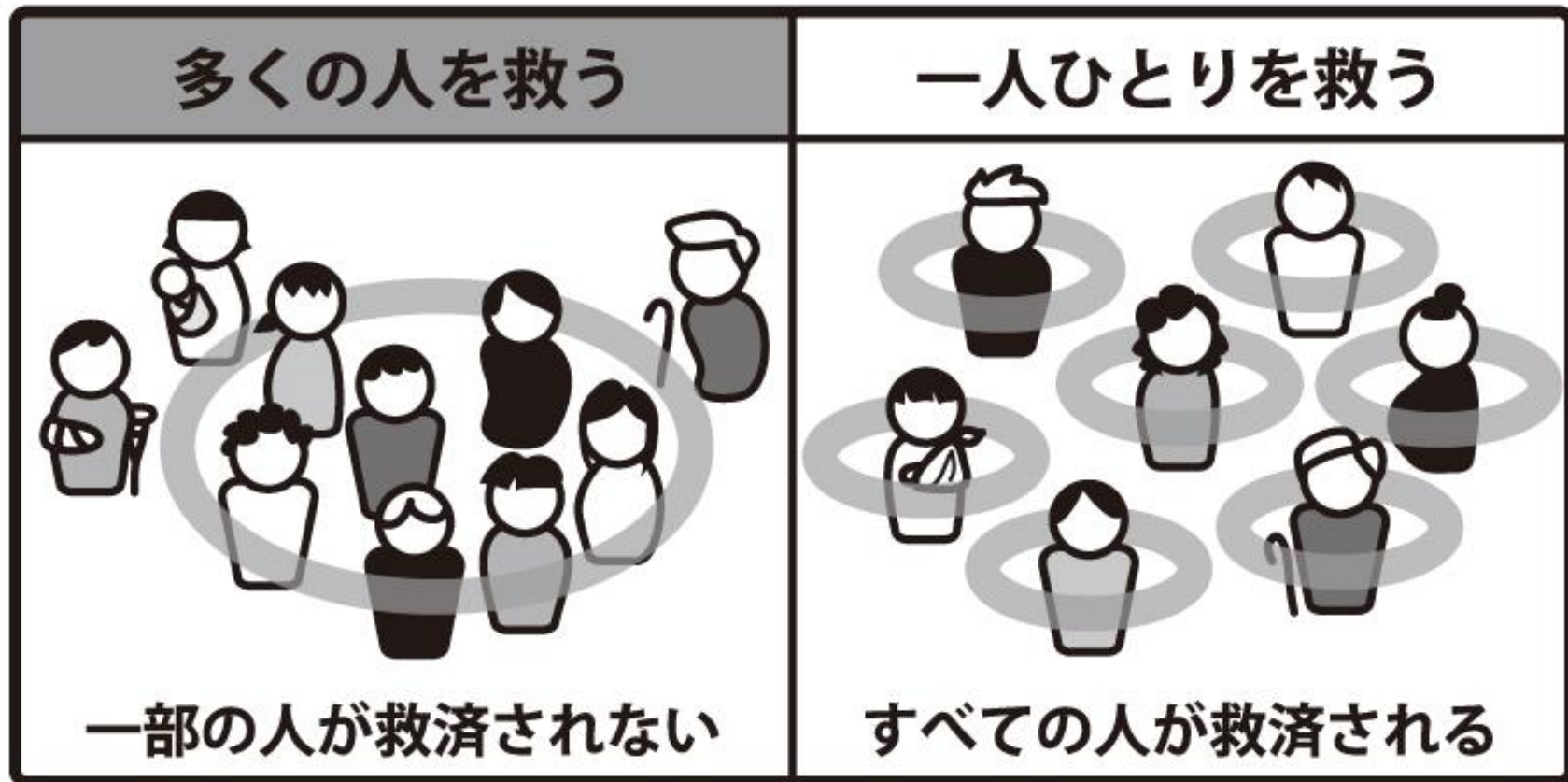
高齢、障害、生活困窮などのもともとの社会的脆弱性

法律の限界を克服する



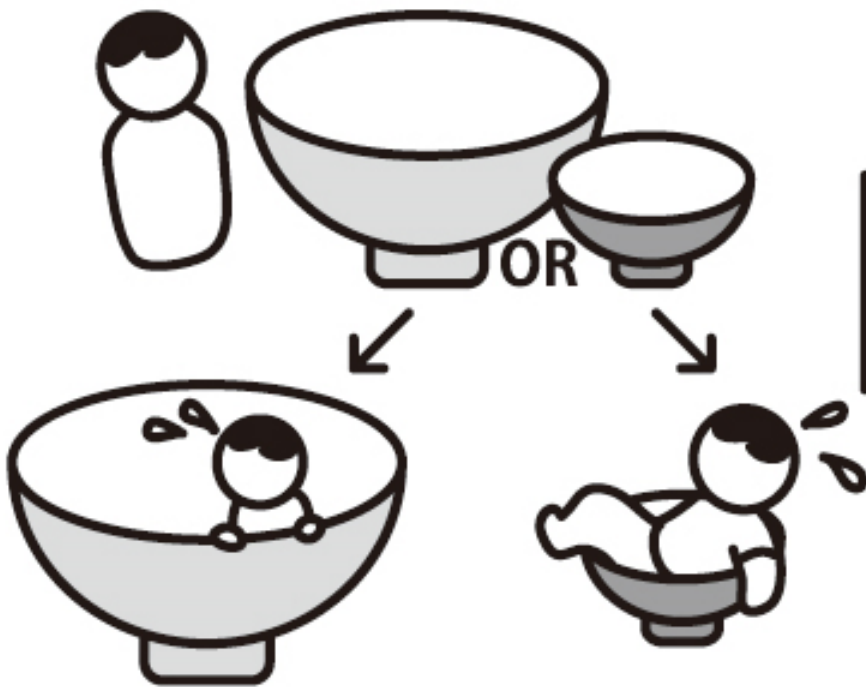
「り災証明一本主義」から「ありのままの被害」注目へ

法律の限界を克服する



法律の限界を克服する

「器」に「人」を合わせると...



「一人ひとり」に合った
「器」を用意する



災害ケースマネジメント

災害ケースマネジメントのことを、
「災害ケーマネ」とか、
「災害CM」とか、
「DCM」などと
略称することがあります。



災害ケースマネジメント



被災者一人ひとりに
必要な支援を行うため、
被災者に寄り添い、

その個別の被災状況・生活状況などを把握し、
それに合わせて様々な支援策を組み合わせた
計画を立てて、
連携して、
生活再建を支援するしくみ

課題解決型支援

伴走型支援

対人支援において今後求められるアプローチ

支援の“両輪”と考えられるアプローチ



具体的な課題解決を目指すアプローチ

- 本人が有する特定の課題を解決することを目指す
- それぞれの属性や課題に対応するための支援(現金・現物給付)を重視することが多い
- 本人の抱える課題や必要な対応が明らかな場合には、特に有効

つながり続けることを目指すアプローチ

- 本人と支援者が継続的につながることを目指す
- 暮らし全体と人生の時間軸をとらえ、本人と支援者が継続的につながり関わるための相談支援(手続的給付)を重視
- 生きづらさの背景が明らかでない場合や、8050問題など課題が複合化した場合、ライフステージの変化に応じた柔軟な支援が必要な場合に、特に有効

共通の基盤

本人を中心として、“伴走”する意識

個人が自律的な生活を継続できるよう、本人の意向や取り巻く状況に合わせ、2つのアプローチを組み合わせることが必要。

災害ケースマネジメントに関する取組事例集

令和4年3月

内閣府（防災担当）

発行 内閣府政策統括官（防災担当）付

避難生活担当参事官室

■災害ケースマネジメント

被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を**個別の相談等**により把握した上で、必要に応じ**専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に**支援することにより、被災者の生活再建が進むようマネジメントする取組

災害ケースマネジメントに関する取組事例集

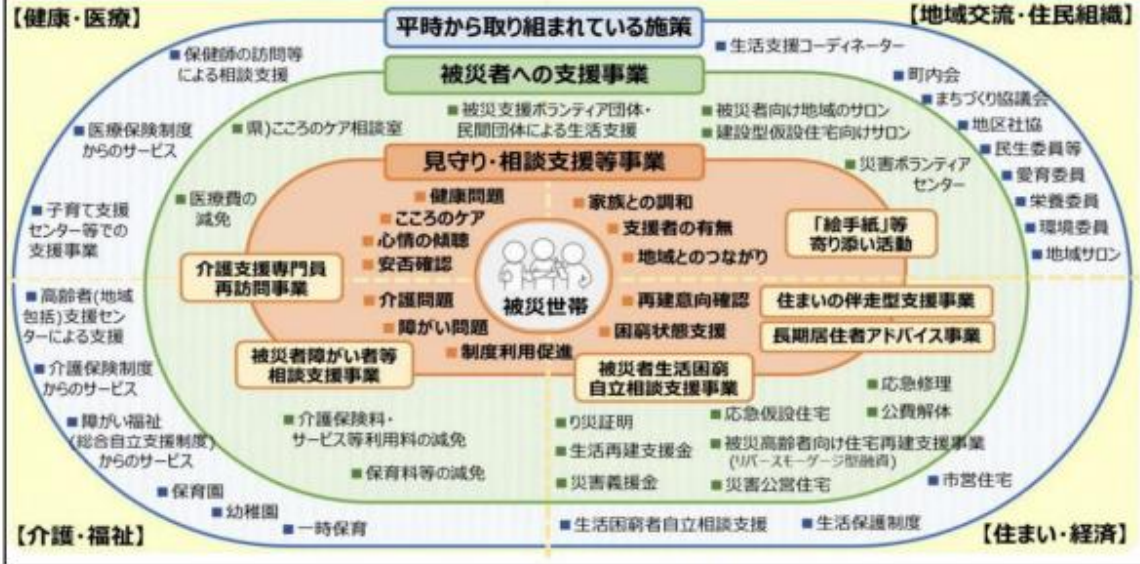
災害ケースマネジメントに関する取組事例

事例一覧

- | | |
|--------------------------|-----------------------------------|
| 事例 1 : 仙台市 (宮城県) | 東日本大震災 (2011 年 3 月 11 日) |
| 事例 2 : 盛岡市 (岩手県) | 東日本大震災 (2011 年 3 月 11 日) |
| 事例 3 : 岩泉町 (岩手県) | 平成 28 年台風第 10 号 (2016 年 8 月 30 日) |
| 事例 4 : 鳥取県 | 平成 28 年鳥取県中部地震 (2016 年 10 月 21 日) |
| 事例 5 : 倉敷市
真備地区 (岡山県) | 平成 30 年 7 月豪雨 (2018 年 7 月 7 日) |
| 事例 6 : 大洲市 (愛媛県) | 平成 30 年 7 月豪雨 (2018 年 7 月 7 日) |
| 事例 7 : 厚真町 (北海道) | 平成 30 年北海道胆振東部地震 (2018 年 9 月 6 日) |
| 事例 8 : 大町町 (佐賀県) | 令和 3 年 8 月の大雨 (2021 年 8 月 14 日) |

被災者を取りまく支援制度等の概要【イメージ図】

※既に終了した制度等も含む



見守り連絡員による個別訪問の様子



見守り連絡員による個別訪問の様子



支え合いセンターでのミーティング風景



支え合いセンターの職員に向けたメンタルヘルス研修

(出典：倉敷市社会福祉協議会「平成 30 年 7 月豪雨災害(倉敷市真備地区)における被災者生活支援に関する報告書」)



市内の被災状況(東大洲地区が浸水)
市総合福祉センターからの様子



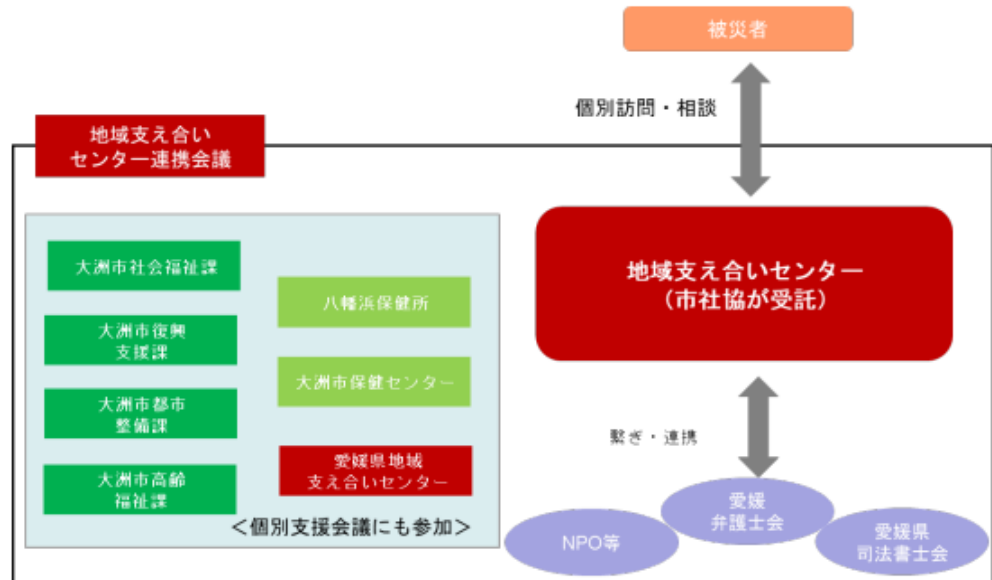
支え合いセンターによる、個別訪問の様子



市内の被災状況(菅田地区が浸水)



支え合いセンターによる、お茶会の様子



「災害ケースマネジメントに関する取組事例集」より

鳥取県

倉敷市

特徴的な支援ケース① 近隣から孤立していたケース（70代男性）

- 災害前より自宅がゴミ屋敷となっていたことに加え、猫の多頭飼育が問題視され、近隣から孤立していた。地震の影響で雨漏りが続き、屋内の電線がショートしたまま放置されているなど、様々な課題が確認された。
- 雨漏りの修理に関しては、十分な資金がなかったため、震災復興活動支援センターと県の建築士が相談し、「復興支援補助金」を活用して確保。瓦工事業組合に「簡易修繕」を行ってもらった。また、「簡易修繕」で対応しきれなかった箇所については専門ボランティアが修理を行った。
- 生活資金に関しても十分ではない状況のため、町社協と連携して生活保護の申請を提案。猫の多頭飼育に関しては、動物保護対応に取り組むボランティア団体からの協力を得て、猫の不妊手術等を行った。
- 引き続き、地元社協による見守りが行われている。

特徴的な支援ケース① 建設型応急住宅（3人世帯）

- 世帯主（トラック運転手）、妻（専業主婦）、次女（高校生）の3人世帯であり、被災当時は、アパート暮らしをしていた。被災後は、倉敷市内の建設型応急住宅で生活していた。
- 健康面については、世帯主には前立腺の疾患、妻は被災後うつ病の診断を受ける。次女は療育手帳のB（軽度）判定を受けていたが、更新をしていなかった。
- 世帯主は金銭トラブルがあり、世帯主及び妻の親族とも疎遠であった。
- 収入は世帯主の年金と次女のアルバイトの給料のみ。被災後、世帯主は失業し、困窮状態となったため、困窮等対応相談員が主体となり、当該被災世帯が抱えている課題を整理し、課題ごとに専門の団体・機関につなげた。まず、生活困窮者自立相談支援センターにつなぎ、就労支援を行った。また、妻の判断能力に不安があり、被災関係の手続きや金銭管理が難しいため、市社協が日常生活自立支援事業（市社協の通常事業の一つであり、障害者・高齢者向けの金銭管理事業）を通じて、家計支援に入った。加えて、消費者金融での借金や車のローンなどの負債があったため、弁護士が入り自己破産申請を行い、負債の整理を行った。
- また、妻のうつ病については障害対応相談員が心療内科へ同行するとともに、相談支援事業所につなぎ、訪問看護を週1回、家事支援の福祉サービスを週1回利用することとなった。
- その後、市営住宅へ入居することになったが、その際には、「晴れの国たすけあいプロジェクト」に相談し、引越し支援を受けた。



ケース会議



見守り連絡員による個別訪問の様子

「災害ケースマネジメントに関する取組事例集」より

特徴的な支援ケース① 60代男性（独居）

- 元々は生活保護の受給を検討していたが、申請が受理されず国民年金で生活をしてきた。経済的余裕がない中、被災により壊れた住家の修繕を業者に依頼できず、一人で作業可能な範囲で修繕を進めていた。
- 住家は床上浸水被害であったが、被害認定が一部損壊だったこともあり、応急修理制度や被災者生活再建支援金の対象にもならず、制度上の支援がほとんどない中で、住まいの再建をせざるを得ない状況であった。
- 個別訪問を行った結果、住家の修繕に必要な材料費が高騰している影響により、これが家計を圧迫し、食料の確保が難しくなっていることが明らかとなった。
- このため、グリーンコープ生活共同組合による食料品の支援、め組 JAPAN（NPO 法人 MAKE HAPPY）による建築材料の提供及び必要な電動工具の貸し出し支援を得ながら、定期的に個別訪問を実施し、状況把握に努めた。
- 住家の修繕も完了し、国民年金での生活も落ち着いてきたが、現在も、引き続き、見守り支援として、定期的な個別訪問を行っている。

大町町



災害ゴミの搬出風景

厚真町



浄水場（富里地区）の被害状況

特徴的な支援ケース②

- 住まい再建相談会や住まい再建サポートチーム、LSA に寄せられた相談の中には、家屋そのものではなく、宅地被害に関する相談も一定数あったが、宅地に関する公的支援制度が存在しなかったため、解決策を提示できなかった。
- このため、熊本県や札幌市の取組を参考にして、町独自に住宅復旧支援事業補助金を実施。住宅基礎の傾斜修理工事や地盤改良工事に係る費用の一部を助成し、住まいの再建を進めた。

「災害ケースマネジメントに関する取組事例集」より

岩泉町



修繕費が足らず、トイレがなくなったままの住宅

特徴的な支援ケース② 知的障害、家族問題など複数の課題を抱えるケース

- 知的障害があり、障害年金（1級）を受給している 60 代の女性。家族はいるが実質一人暮らしであった。夫は介護老人保健施設に入所しており、1 人いる息子は関東地方で独立して生活している。
- 平成 28 台風第 10 号により、自宅に加え、近くの義母宅も全壊。避難所での生活を経て、応急仮設住宅に入居した。しかし、応急仮設住宅に馴染めず、息子宅へ 2 年半ほど自主避難。その後、2019 年 10 月に、義母と同居する形で新築の町営住宅に入居。
- しかし、2020 年になって、夫の施設利用料の滞納が明らかになり、岩泉よりそい・みらいネットに相談に訪れた。
- 関係機関による調査の結果、息子が女性の名義で複数の借入れをし、返済できていないこと発覚。更に、女性が息子宅へ自主避難したことがきっかけで、息子が、女性の銀行口座のキャッシュカードを所持しており、女性の障害年金等を自由に引き出していることなどが分かり、これが夫の施設利用料の滞納の原因と分かった。
- このため、岩泉よりそい・みらいネットの相談員が女性を弁護士につなぎ、債務整理を行うとともに、日常生活自立支援事業の活用へつなげた。

特徴的な支援ケース① 陸前高田市 A さん 50 代男

- 東日本大震災により父親が亡くなり、その 1 か月前には母親も亡くなっていた。
- A さんは、沿岸部の陸前高田市から内陸の盛岡市に広域避難し、賃貸型応急住宅で暮らしていたが、震災前に発病したうつ病が悪化。
- 個別訪問により、復興支援センターの生活支援相談員が A さんと接触を図ろうとするが、A さんはそれを拒否。やがて部屋はごみ屋敷と化す。
- しかし、それ以降も、根気強く生活支援相談員が何度も手紙を書き置きしていたことが功を奏し、A さんは、ごみの片付けを決意。その後、災害公営住宅に入居することができた。
- 災害公営住宅では、月に一度、朝市やコーヒーカフェが開催されており、そこで、A さんが趣味で入れていたコーヒーのおいしさが評判になり、現在は、コーヒーマスターとして活躍。将来は、誰かの役に立つ仕事につければと夢をふくらませている。

盛岡市



生活支援相談員による個別訪問の様子

乞うご期待！ 2023.3.末 手引書

災害ケースマネジメント手引書

骨子案

2023年3月x日

内閣府(防災担当)

愛媛版「市町地域支え合いセンター運営ガイドライン」 (令和5年2月)

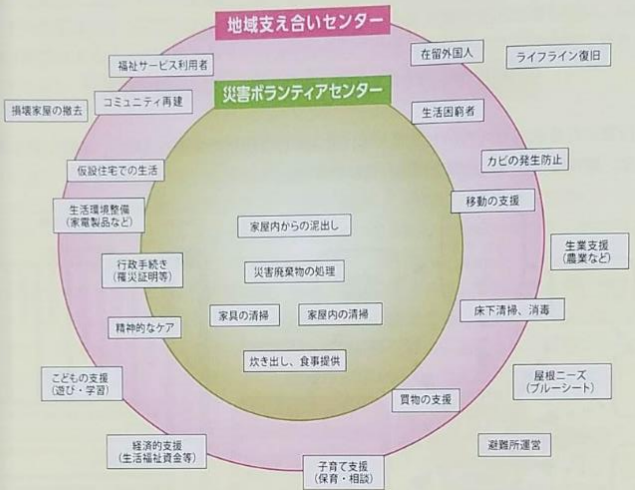


目次

The illustration shows a large green circle containing various icons representing a community: a woman, a man, a child, a house, trees, and a cat. The icons are arranged in a circular pattern, symbolizing a supportive community.

1 地域支え合いセンターの役割	3
2 地域支え合いセンターの設立	8
3 生活支援相談活動（支え合い活動）の進め方	13
4 地域支え合いセンターの運営	22
5 各種会議の準備、開催、関わり方	24
6 被災者支援に関する制度	26
7 支え合い活動の進展	34
8 地域支え合いセンターの研修	38
9 地域支え合いセンターから地域生活者支援へ	39
10 参考資料	42

市町地域支え合いセンターが関わる課題項目

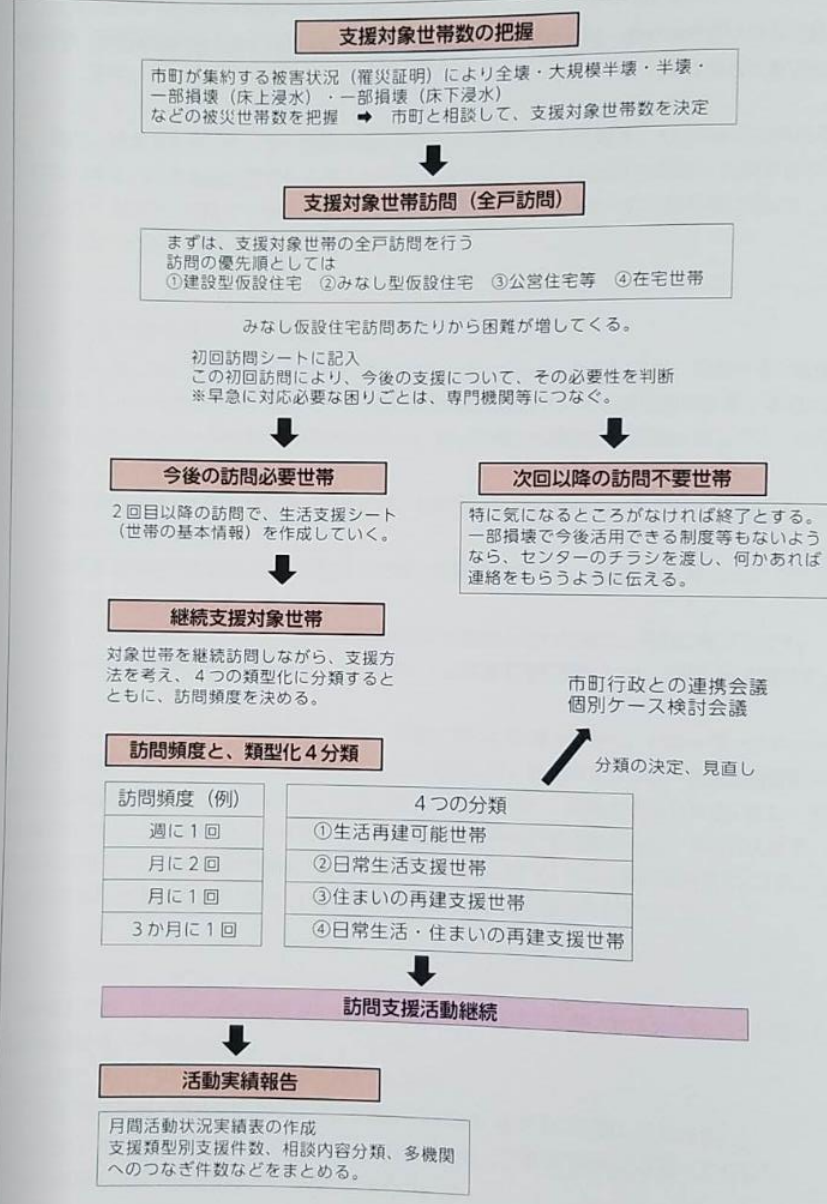


出展：三者連携研修 全社協資料より

災害発生からのフェーズの変化・社協としての支援活動

	第1期 発災直後	第2期 避難所生活	第3期 仮設住宅生活	第4期 住まい移行期 災害公営住宅	第5期 住まいの定着期 生活再建
被災者の場所	避難所 自宅・避難先	避難所 福祉避難所 自宅・避難先	応急仮設住宅 ・建設型 ・みなし型 ・公営住宅 自宅・避難先	応急仮設住宅 ・みなし型 ・公営住宅 自宅・避難先 災害公営住宅	災害公営住宅 自宅 (復旧)
支援テーマ	生命の確保 安全の確保	避難所対応 住居の確保	住宅再建 生活再建	新居への移転 コミュニティ対応	社協の 通常活動による支援
社協の対応	災害ボランティアセンター ボランティアの活動をコーディネート		地域支え合いセンター 被災者への寄り添い、個別相談支援・地域支援		
主な支援内容	個別支援		地域支援		
	避難所世話 物資支援 (食料・水) 炊き出し 災害ボランティア (泥だし・片付け等)	避難所から自宅へ 仮設住宅への引越し 要支援者の把握 情報共有	応急仮設入居者訪問 在宅被災者訪問 被災者見守り 情報提供・相談・繋ぎ	新生活場所でのコミュニティ 災害公営住宅への入居 自宅への帰還	サロン・交流事業・地域マップ・自治会支援・関係機関との情報共有

(1) 市町地域支え合いセンターにおける生活支援相談活動のフローチャート



カードを使って上手に生活再建！















令和3年4月版

-あなたの生活再建・住宅再建のために使えるカードを選んで並べてみましょう-

- ・**ピンクのカード**には、利用に資力(収入)条件があります
- ・**白紙のカード**には、最終的な住居やその他の支援を自由に書きましょう

*各制度の適用や利用条件は災害ごと、又は法改正等により異なる場合がありますので災害後に確認してください。

被災者生活再建カード © 2019 弁護士永野 海

災害直後	<h3>避難所</h3>  <p>数日から数ヶ月の利用 (無料)</p>	<h3>ボランティア 専門家支援</h3>  <p>片付け・土砂撤去など様々な困りごとの相談</p>	<h3>応急修理 制度</h3>  <p>仮設住宅</p> <p>半壊以上 595,000円 準半壊 300,000円</p>	<h3>基礎支援金</h3> <p>被災者生活再建支援法</p>  <p>全壊・解体・長期避難 100万円 大規模半壊 50万円</p>	<h3>火災(地震) 保険・共済</h3>  <p>火災保険だけでは地震・津波の被害保障なし</p>	
	数か月後	<h3>仮設住宅</h3>  <p>原則 2年 以内 家賃無料 半壊も入居可能性</p>	<h3>義援金</h3>  <p>家族の死亡や住家被害の程度により支給される</p>	<h3>自治体の 独自支援</h3>  <p>自治体により支援の有無・内容が異なるので情報収集</p>	<h3>災害 弔慰金</h3>  <p>家族の死亡時に遺族に 500万円 又は 250万円 支給</p>	<h3>災害援護 資金貸付</h3>  <p>1か月以上の負傷家財損害、住家被害に応じ最大 350万円 貸付</p>
その後		<h3>公費解体</h3>  <p>半壊以上の家屋や一部事業所を無料で解体・撤去</p>	<h3>加算支援金</h3> <p>被災者生活再建支援法</p>  <p>建設・購入 200万 修理 100万 民間賃借 50万 *中規模半壊は上の各半額</p>	<h3>被災ローン 減免制度</h3>  <p>住宅、事業、教育などの個人ローンの減額・免除</p>	<h3>リバース モーゲージ</h3>  <p>60歳以上なら、不動産を担保に、利息のみの返済可能</p>	<h3>災害復興 住宅融資</h3> <p>(建設・購入・補修)</p>  <p>建設・購入資金は半壊、補修は一部損壊以上が条件</p>

被災者生活再建カード

[最新版は⇒<http://naganokai.com/card/>]

お金を支給する支援

基礎支援金

被災者生活再建支援法



全壊・解体・長期避難
100万円
大規模半壊
50万円

加算支援金

被災者生活再建支援法



建設・購入 200万
修理 100万
民間貸借 50万


災害弔慰金



家族の死亡時に遺族に500万円又は250万円支給


自治体の独自支援

地方自治体



自治体により支援の有無・内容が異なるので情報収集

火災(地震)保険・共済



火災保険だけでは地震・津波の被害保障なし

義援金



家族の死亡や住家被害の程度により支給される

ボランティア専門家支援



片付け・土砂撤去など様々な困りごとの相談

お金を貸与する支援

**災害援護
資金貸付**



1か月以上の負傷
家財損害、住家被
害に応じ最大
350万円 貸付

**災害復興
住宅融資**
(建設・購入・補修)



建設・購入資金は
半壊、補修は一部
損壊以上が条件

**自治体の
独自支援**



自治体により支援
の有無・内容が異
なるので情報収集

**リバース
モーゲージ**



60歳以上なら、不
動産を担保に、利
息のみの返済可能

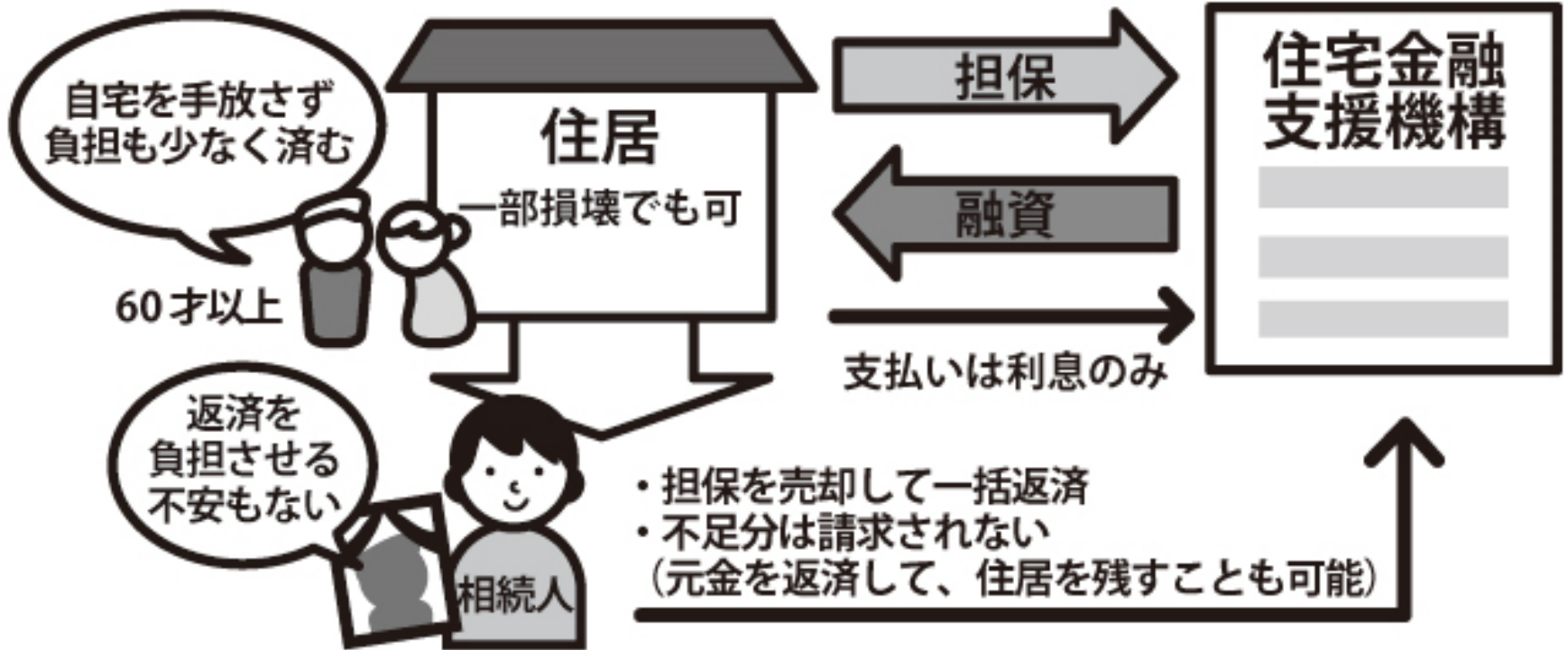
**ボランティア
専門家支援**



片付け・土砂撤去
など様々な困り
ごとの相談

役立つ制度～災害リバースモーゲージ

災害リバースモーゲージの仕組み




負担を減免する支援

雑損控除
(災害減免法)



建物・家財・車・墓地などの被害や災害による支出で税金が減免される

**被災ローン
減免制度**



住宅、事業、教育などの個人ローンの減額・免除

**自治体の
独自支援**



自治体により支援の有無・内容が異なるので情報収集

**ボランティア
専門家支援**



片付け・土砂撤去など様々な困りごとの相談

役立つ制度～雑損控除

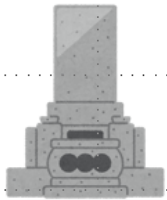
災害による損害

から

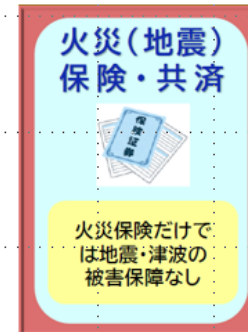
もらった保険金をひく



- ・家の修理費用
- ・家財の損害額
(金額の推定規定あり)



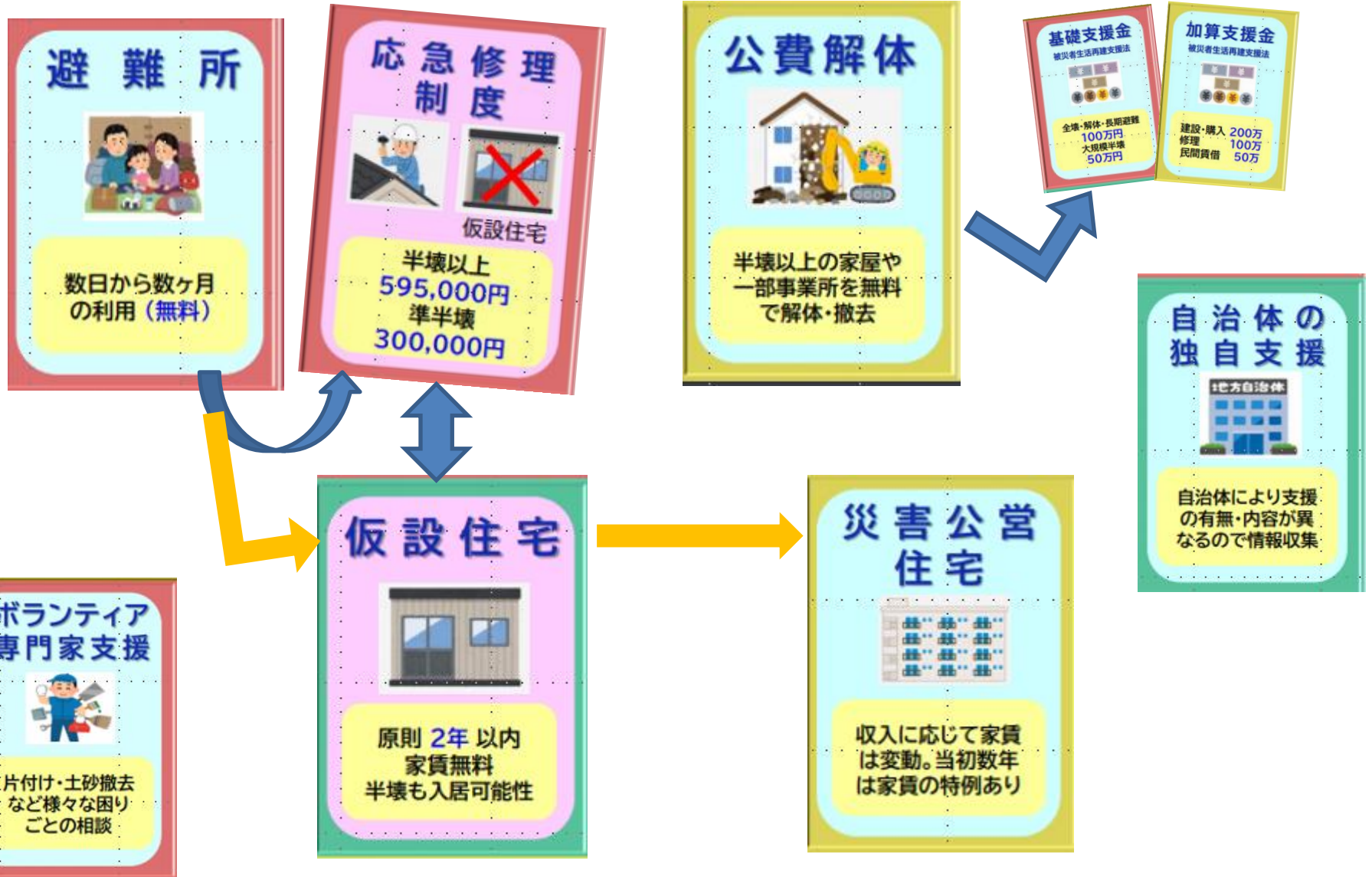
- ・お墓の修理費用など



この金額が、その年の所得の10パーセントを超えていたら、その超えた分、所得を控除してもらえる (=税金が安くなる)

決して難しい制度ではない！

住まいを確保する支援





カード作成の きっかけとなった Sさんのケース

東日本大震災から8年が過ぎてなお、津波や地震で損壊した自宅での生活を強いられる被災者は少なくない。仙台市青葉区中山で暮らす無職Sさん(67)の自宅を訪ねた。

築45年の木造2階。激しい揺れで2階の複数の柱に深い割れ目が入り、1階の天井のはりはずれたままだ。市の修繕状況調査には「一部修繕済み」と答えた。

震災で2階のコンクリート敷きのベランダがずれ落ち、屋根が引っ張られてゆがみ、1階のサッシは開閉できなくなった。

屋根の張り替え、玄関の修理など補修代金は約800万円に上った。25年勤めた会社の退職金や火災保険の見舞金を充てたものの、直し切れなかった。

市の目視による損壊判定は「半壊」。異議を申し立てたが、2度目の判定でも覆らず「津波の被害でもっとひどい人がある」と言われた。公的な支援は応急修理制度(52万円)と義援金(54万円)だけだった。

生活再建支援制度では半壊住宅を解体して建て替えた場合、最大300万円が支給される。Sさんは知らなかった。

「仕事が忙しく、誰に相談すればいいか分からなかった。知っていれば自宅を解体して新築していた」と嘆く。

本当はどれだけの生活再建方法の**選択肢**があったのか？



1人暮らし。震災後、過労や人間関係の悩みでうつ病を発症した。退職金は自宅修繕で使い果たし、年金で暮らしをつなぐ。Sさんは悲痛な思いで訴える。

「時間がたつほど追い詰められる。どうすればいいか分からず困っている人は他にもいるのではないか」

(河北新報 2019年4月20日付を引用 石巻総局・氏家清志記者)



私は67歳。全財産は800万円。自宅は半壊でした。
年金一人暮らしで、被災後はうつ状態。不安です。

半壊



共通して使うカード

方針

生活再建のために使うカード

避難所

数日から数ヶ月の利用 (無料)

**ボランティア
専門家支援**

片付け・土砂撤去
など様々な困り
ごとの相談

住み慣れた
自宅

自宅を修理

**応急修
理制
度**

仮設住宅

半壊以上
595,000円
準半壊
300,000円

**災害援護
資金貸付**

1か月以上の負傷
家財損害、住家被
害に応じ最大
350万円 貸付

**リバース
モーゲージ**

60歳以上なら、不
動産を担保に、利
息のみの返済可能

**火災(地震)
保険・共済**

火災保険だけで
は地震・津波の
被害保障なし

義 援 金

家族の死亡や住家
被害の程度により
支給される

先祖代々の
土地・場所

自宅の建替

公費解体

半壊以上の家屋や
一部事業所を無料
で解体・撤去

仮設住宅

原則 2年 以内
家賃無料
半壊も入居可能性

基礎支援金
被災者生活再建支援法

全壊・解体
100
大規模
50

加算支援金
被災者生活再建支援法

建設・購入 200万
修理 100万
民間貸借 50万

**リバース
モーゲージ**

60歳以上なら、不
動産を担保に、利
息のみの返済可能

**自治体の
独自支援**

自治体により支援
の有無・内容が異
なるので情報収集

**雑損控除
(災害減免法)**

建物・家財・車・墓
地などの被害や災
害による支出で税
金が減免される

手元のお金

**災害公営
住宅**

公費解体

半壊以上の家屋や
一部事業所を無料
で解体・撤去

仮設住宅

原則 2年 以内
家賃無料
半壊も入居可能性

基礎支援金
被災者生活再建支援法

全壊・解体・長期避難
100万円
大規模半壊
50万円

**災害公営
住宅**

収入に応じて家賃
は変動。当初数年
は家賃の特例あり

ポイント1

一人ひとり（≠被災世帯） のリアルを把握する

被災者生活再建支援法
福祉は「世帯」単位



離婚した「世帯」への支援金は...?

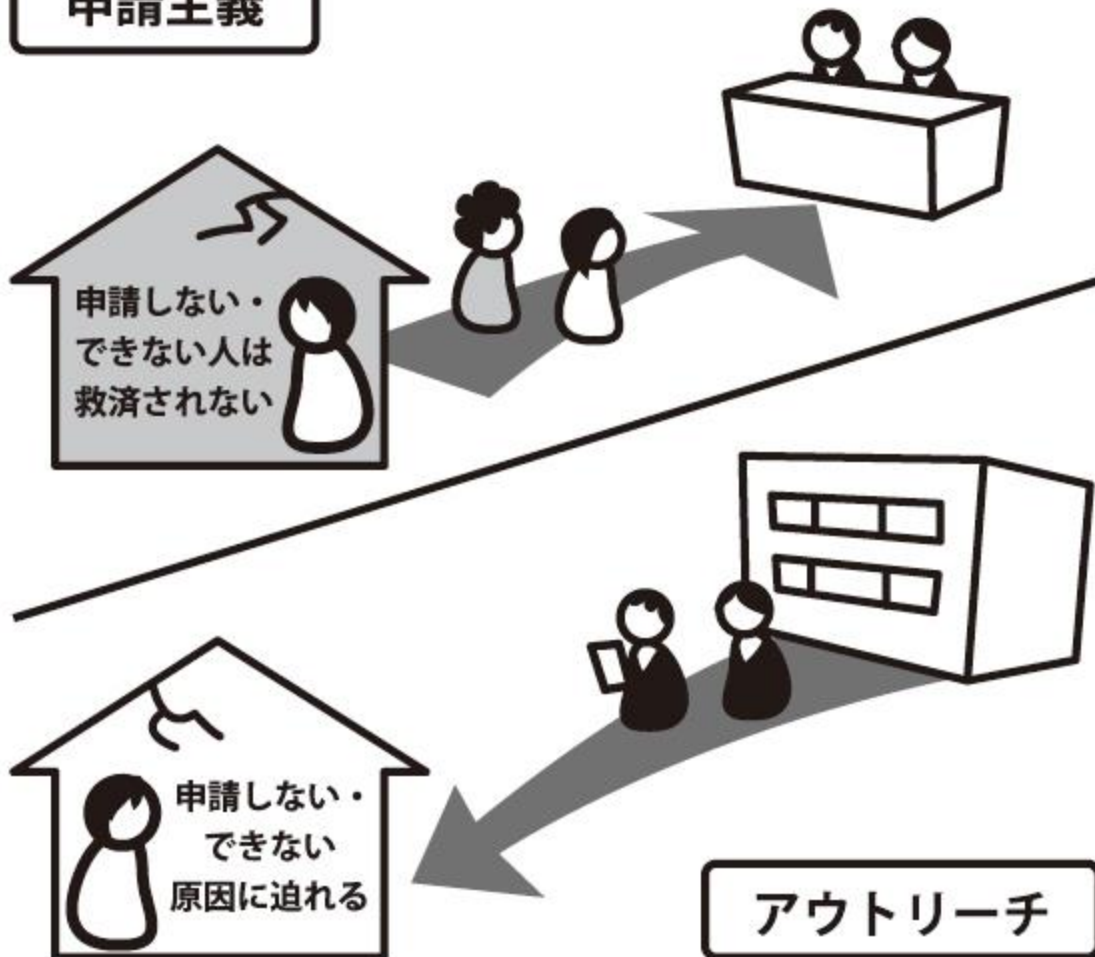


子どもに
二次被害

ポイント2

アウトリーチ (申請主義を克服)

申請主義



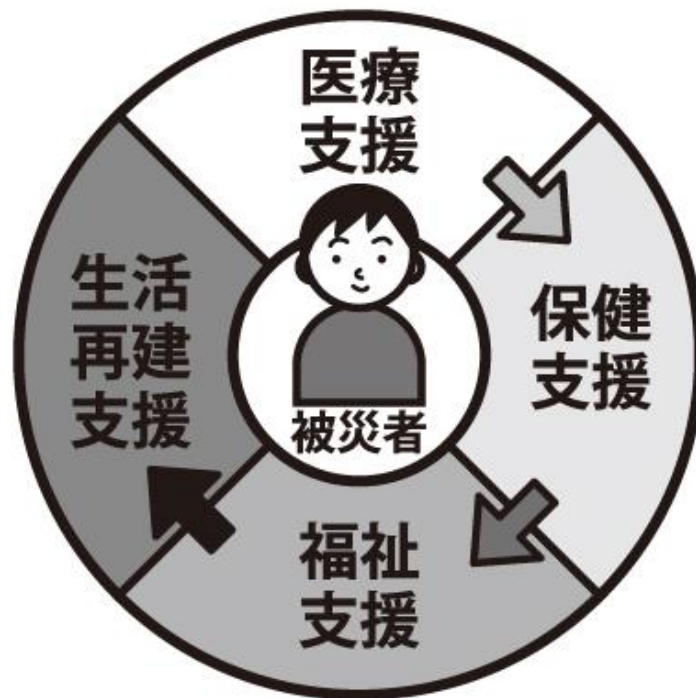
伴走型
支援

SOS を発せない人々

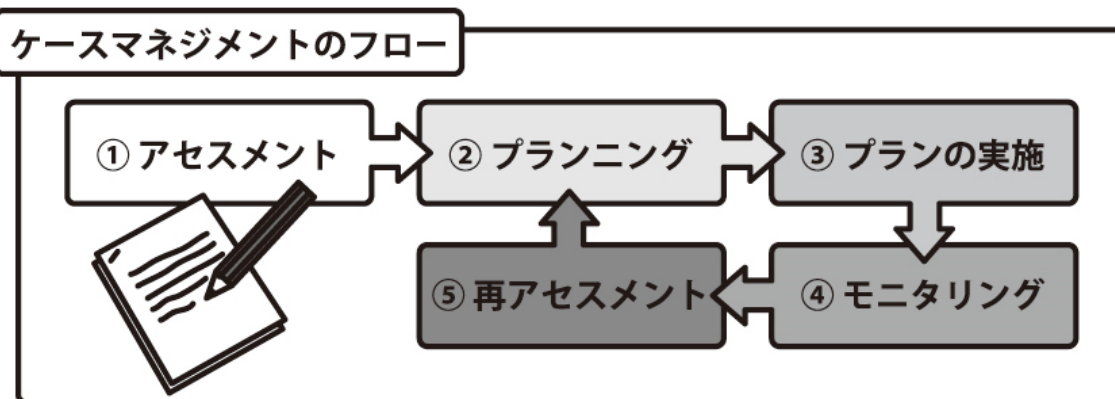


ポイント3

支援の総合化・計画化



ケースマネジメントのフロー



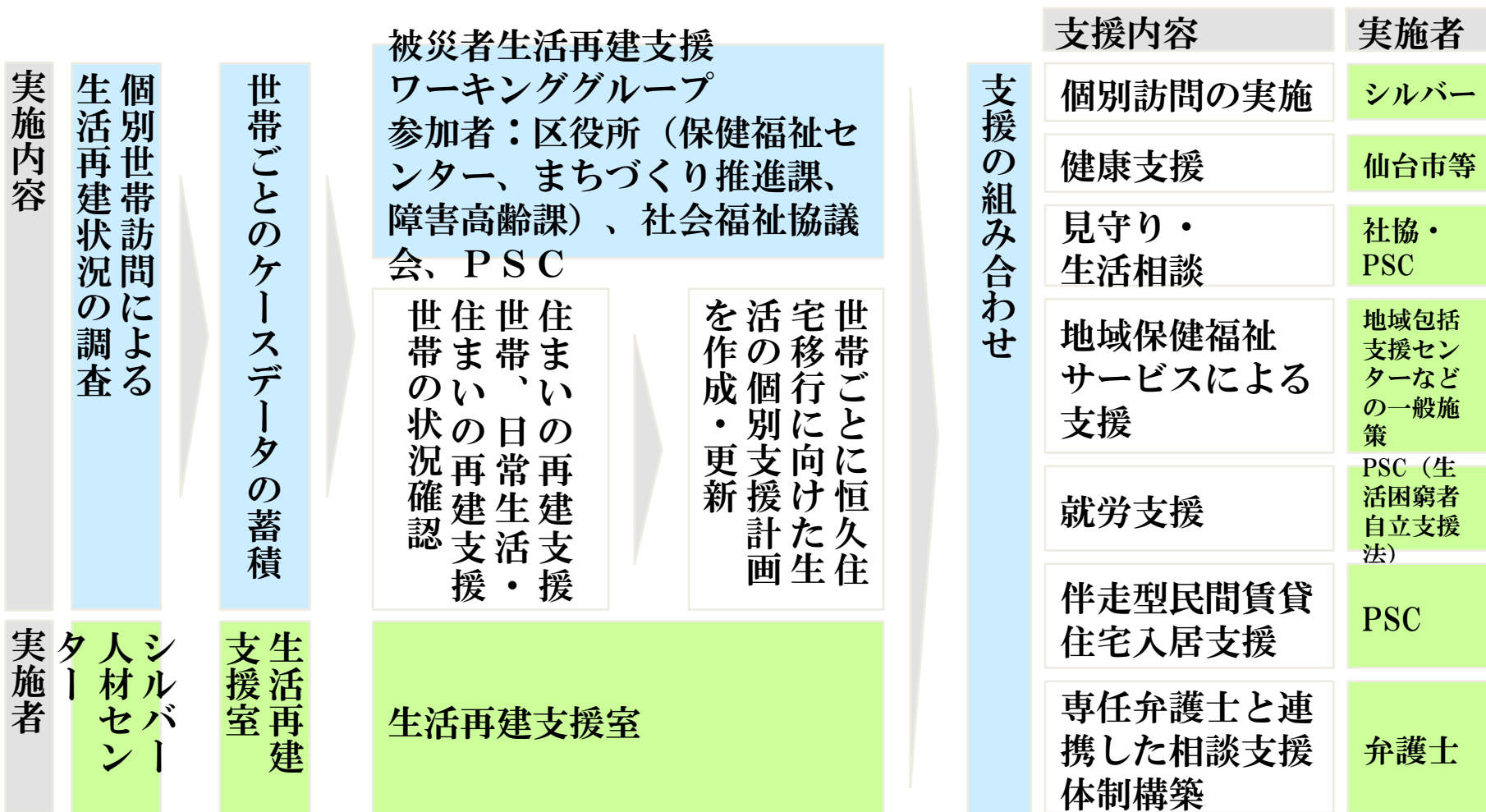
仙台市では個別世帯単位でアセスメントを行い、個別に支援メニューを組み合わせる生活再建施策を実施

仙台市被災者生活再建加速プログラム

平成27年3月
仙台市

分類	更なる課題	支援策や対応
1 生活再建可能世帯 住まいの再建方針や再建時期が決まっており、特に大きな問題がなく日常生活を送っている世帯	<ul style="list-style-type: none"> ●さまざまな事情で再建方針を変更した世帯等に対する、住まいの再建に関する相談支援の充実 ●賃貸住宅を希望する世帯に対する、積極的な情報提供等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 継続的な状況調査 ・ 支援情報の提供 ④ 公営住宅入居支援 ④ 住宅再建相談支援
2 日常生活支援世帯 住まいの再建方針や再建時期は決まっているが、主に心身の健康面に課題を抱えており、日常生活において継続的に支援が必要な世帯	<ul style="list-style-type: none"> ●生活環境の変化による心身の健康への影響が懸念される世帯に対する、再建先での保健福祉サービスの継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 戸別訪問の実施 ・ 健康支援 ・ 見守り・生活相談 ④ 地域保健福祉サービスによる支援
3 住まいの再建支援世帯 住まいの再建方針または再建時期が未定である世帯や、資金面、就労、家族関係等に課題を抱えているため支援が必要な世帯	<ul style="list-style-type: none"> ●一人で行動することが困難な方など、さまざまな事情により再建に踏み切れない世帯等に対する、個別支援等 	<ul style="list-style-type: none"> ④ 個別支援計画による支援 ・ 戸別訪問の実施 ・ 就労支援の推進 ④ 同伴走型民間賃貸住宅入居支援
4 日常生活・住まいの再建支援世帯 住まいの再建に関して課題を抱えており、かつ、日常生活においても継続的に支援が必要な世帯	<ul style="list-style-type: none"> ●限られた期間内で課題解決や再建が可能となるよう、幅広い支援者との連携や積極的な関与 ●課題解決に専門的な知識等を要する世帯への支援に必要な、弁護士等専門家のアドバイス 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別支援計画による支援 ・ 戸別訪問の実施 ・ 健康支援 ・ 見守り・生活相談 ④ 地域保健福祉サービスによる支援 ④ 同伴走型民間賃貸住宅入居支援 ④ 専任弁護士と連携した相談支援体制構築
新 市内の仮設住宅に入居しているが接触できない世帯	<ul style="list-style-type: none"> ●再建方針や支援の必要性についての早期把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 戸別訪問調査 ・ 情報提供・相談支援 ・ 居住実態のない世帯への退去勧奨等
新 市内で被災し市外の仮設住宅に入居している世帯	<ul style="list-style-type: none"> ●避難先の自治体との連携や情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報提供・相談支援

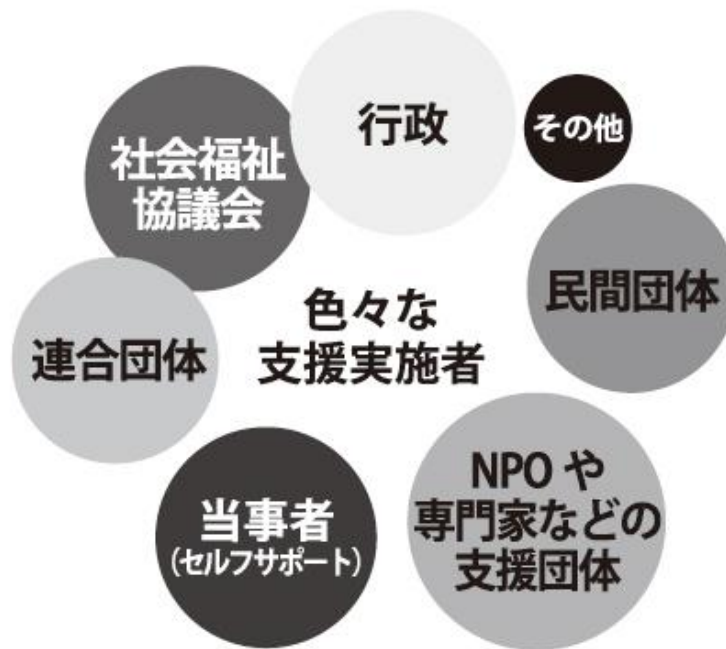
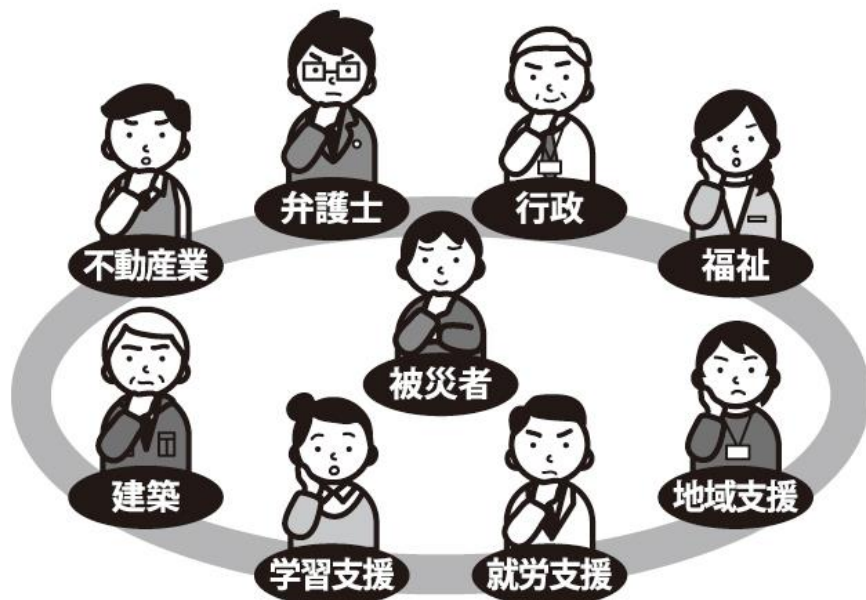
「被災者生活再建加速プログラム」は個別世帯のケースデータの蓄積をもとにした支援の組み合わせ



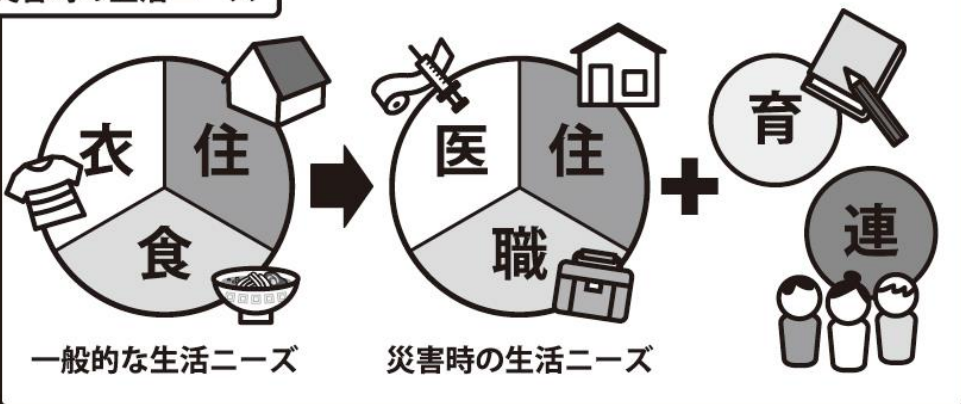
ポイント4

連携

(よってたかって／餅は餅屋)



災害時の生活ニーズ



「もはや『官vs民』などと言っている時代ではありません。災害には『官』だけでも、『民』だけでも対応できない」



災害現場の経験豊富な栗田さん

エイドワーカー

(直訳) 援助活動家、救援活動従事者

一律の基準ではすくいきれない個々の事情



食事の間も何度も電話がかかってきて、そのたびに箸が止まる



他県の応援職員とも打ち合わせながら、一日で準備を整えた



避難所の図面を前に、他の組織のスタッフと打ち合わせ

江川紹子「災害支援 進化する「民」の力 (下)」(2016/5/16)より
<https://news.yahoo.co.jp/byline/egawashoko/20160516-00057741>

リンクワーカー

患者のケアにつき、医師やケアマネージャー等の専門職と地域資源との橋渡しをする役割のこと

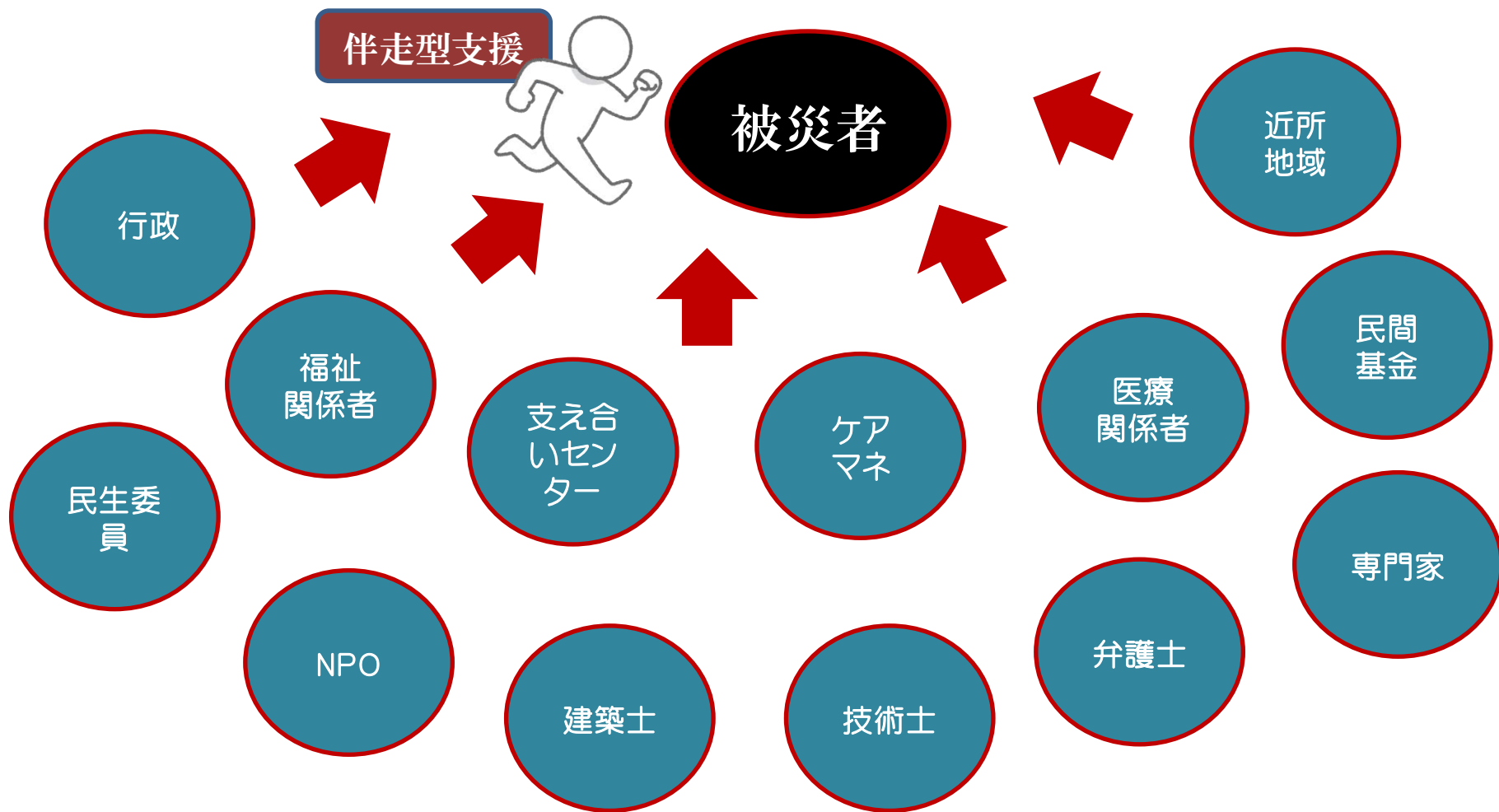


認知症・鬱病・運動不足による各種疾患…。医療をめぐるさまざまな問題の最上流には近年深まる「社会的孤立」がある。

従来の医療の枠組みでは対処が難しい問題に対し、薬ではなく「地域での人のつながり」を処方する「社会的処方」。

制度として導入したイギリスの事例と、日本各地で始まったしくみづくりの取り組みを紹介。

多くの社会資源で重層的に支援する



餅は餅屋で、よってたかって連携し、一人ひとりを支える

ポイント5

目的を見誤らない (生活再建を図るため)

結果が同じ「仮設住宅の退去」でも…

目的は
被災者の生活再建

再建の
一歩



強制退去



目的は仮設住宅の
明け渡し



神戸市：仮設住宅解消プロジェクト

- 仮設住宅31,000世帯
→4年半で543世帯
うち困難93世帯
→20例でケース対応



● ペットの飼育などで公営住宅への入居が難しい世帯に、自立支援金（被災者生活再建支援金の代替的給付）等の支援策を提供して自宅再建のめどを立てたケース。

● 母子家庭で母が収監中で子どもだけが仮設住宅に居住している世帯について、収容施設での面会を重ね、出所後の住まいのめどを立てて、子どもを施設で保護したケース。

● 被害妄想や自殺願望があって、転居先の鍵の受領を拒否している被災者に、精神保健福祉相談員や保健師が生活相談を繰り返し、信頼関係を得て、入居に漕ぎつけたケース。

神戸市自立支援委員会 委員（役職は1999年当時）	
品田充儀	大学助教授
中嶋 徹	弁護士
船阪和彦	精神科医
梶 明	自治会長
堀内正美	がんばろう!!神戸
黒田裕子	阪神高齢者・障害者支援ネットワーク
室井恭子	須磨区福祉部長
柏木 貢	兵庫県
金芳外城雄	神戸市生活再建本部長（座長）

地域共生社会とは

取組事例

地域共生社会の実現に
向けた取組の経緯

重層的支援体制
整備事業について

他分野との連携

関係規定
研修資料等

重層的支援体制整備事業について

ホーム > 重層的支援体制整備事業について

包括相
談

社会福祉法改正による新たな事業の

地域づくり

難になっている現状があります。

参加支
援

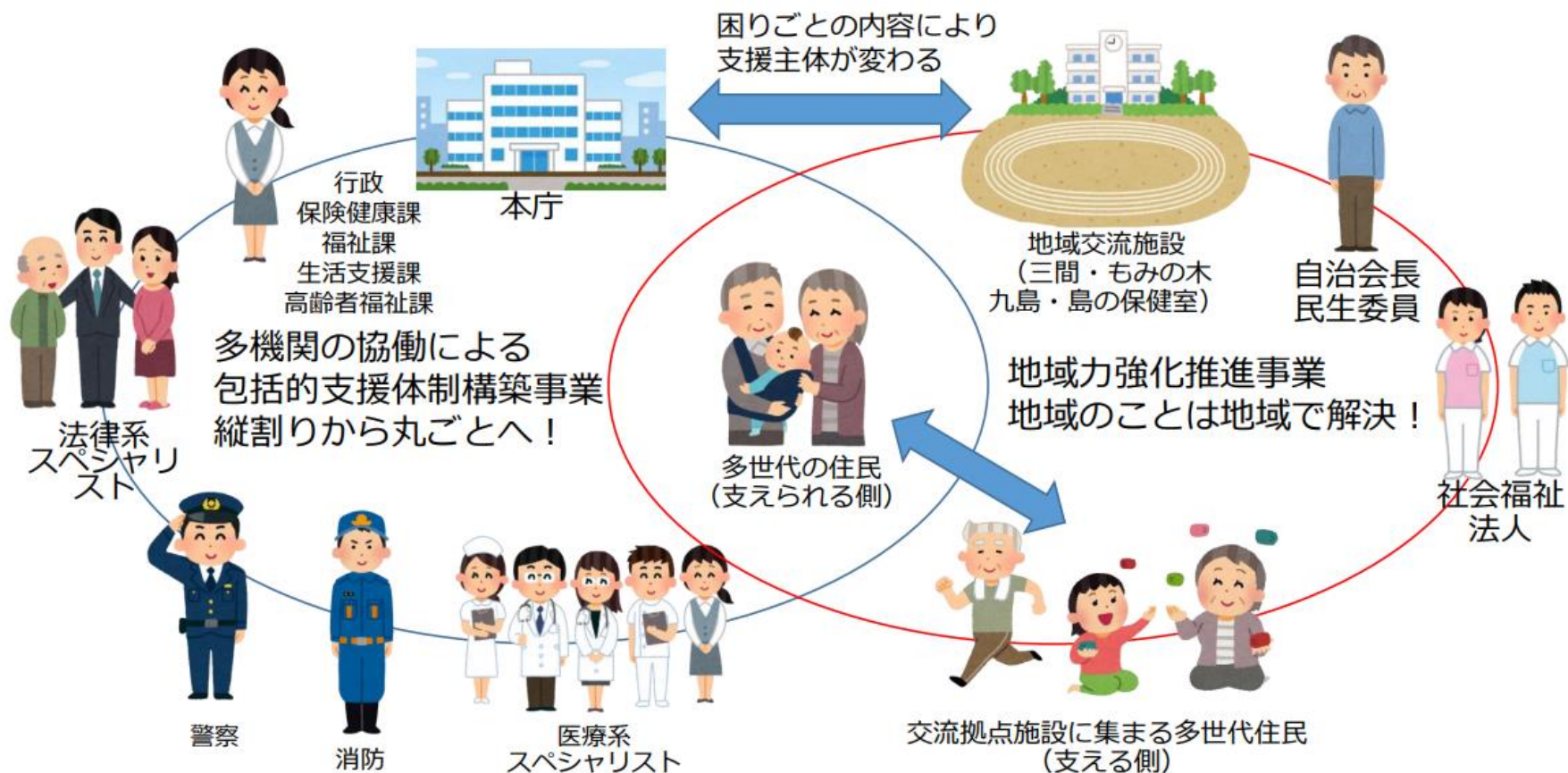
支援体制において、複合的な課題や狭間のニーズに対応するために、属性を問わず相談を受け止め、目的外使用と指摘されないように属性ごとのタイムスタディ等での按分処理が必要となることがあり、この実情がありました。

アウトリー
チ

属性を問わず広く地域住民を対象とした重層的支援体制整備事業を創設し、この事業を実施する市町村において、市町村において属性や分野を問わず抱える相談者やその世帯、や、地域住民等による地域福祉の推進

多機関協働

「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業のイメージ



災害後の被災者支援のフェーズ

第1フェーズ 避難所から仮設住宅での生活（とりあえずの再建）に移行するためのアセスメント&プラン会議



第2フェーズ 仮設住宅から終の棲家を決めるため（本当の再建）の再度のアセスメント&プラン会議

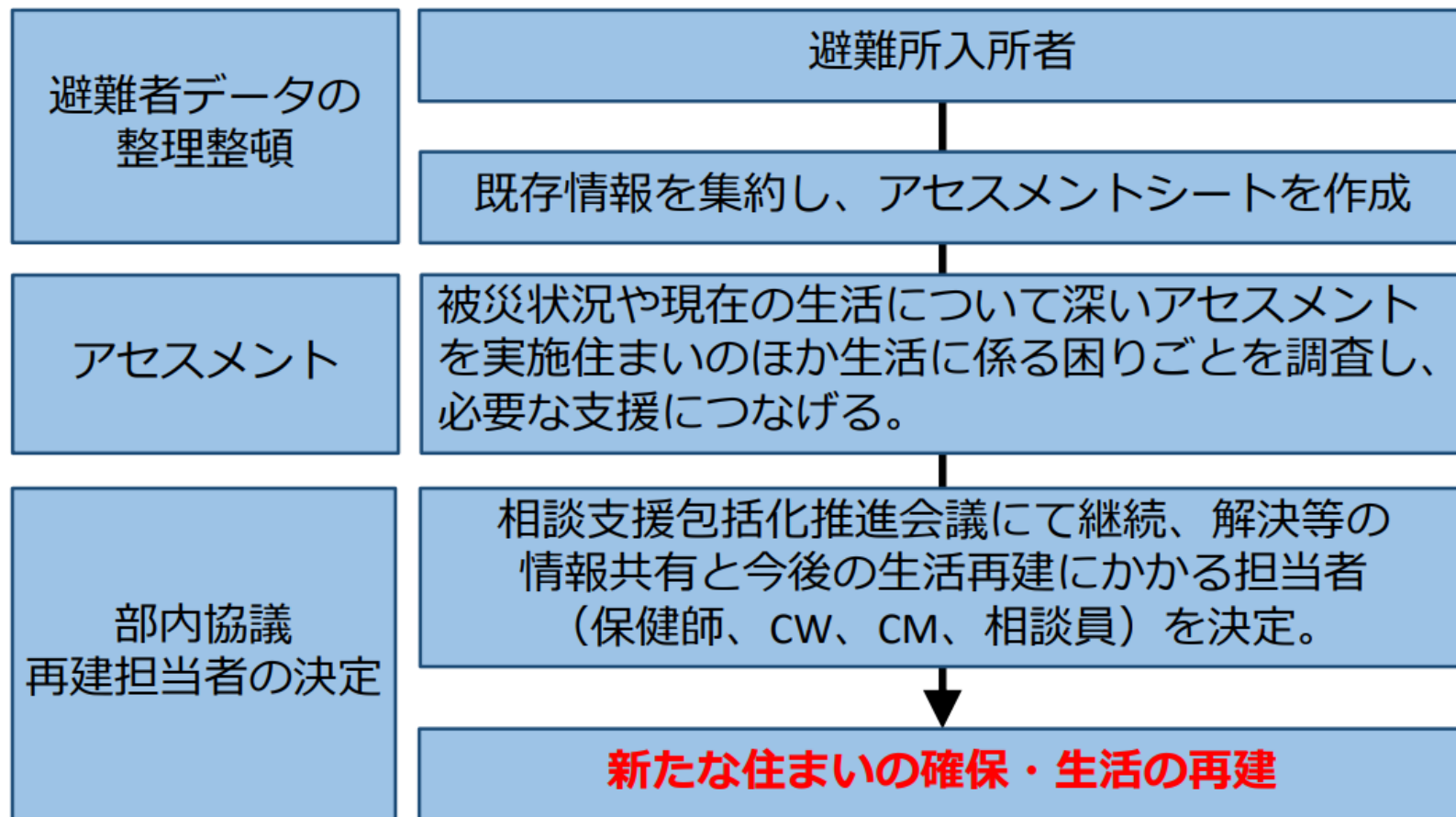


第3フェーズ 災害支援制度の期限を見据え、終の棲家の見つからない世帯を対象とした強化型アセスメント&プラン会議



第4フェーズ 終の棲家は確定したが、新たな生活圏域で独りぼっちになっていないか、頼れる人はいるのか、いないならば誰が支えるかを考え、作るためのアセスメント&プラン会議

アセスメントとプランのフロー

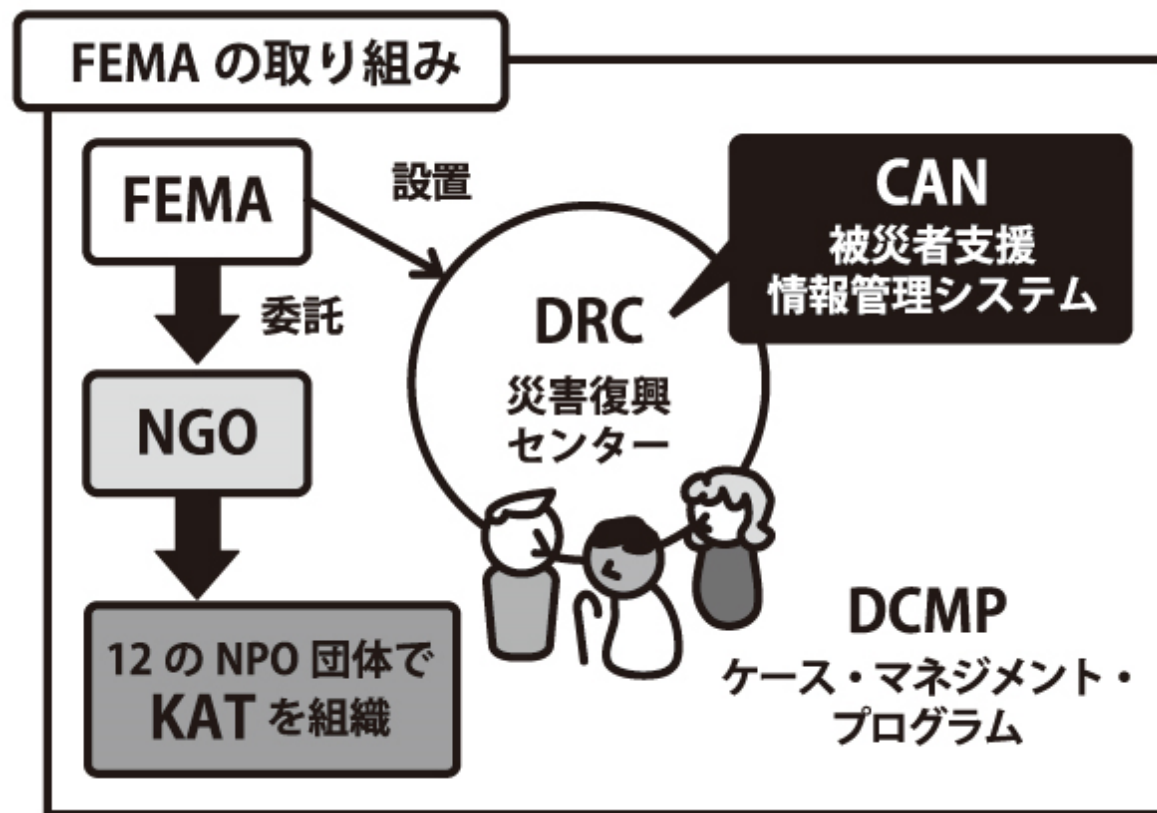


**ミッションとしては「いかに寄り添うか」、避難所を出ていただく事ではない！
「我が事・丸ごと」事業で職員が培った「受け止めの力」と「つなぐ力」を生かす**

今が旬かも！？
災害ケースマネジメント

注目されつつある

ハリケーンカトリーナにおける被災者支援 (災害ケースマネジメントの萌芽)



膨大で広域だからこそ
一人ひとりの災害ケースマネジメント
それを支える被災者支援情報管理システム

●知事

鳥取県 知事記者会見 2018.1.18付 HPより抜粋

災害関連でありますけども、今、私ども喫緊の課題と考えておりますのは、〔鳥取県〕中部地震について復興の完全な道筋をつけたいということであります。若干一部で報道も出たようで、朝ちょっと驚いたんですけども、ブルーシートがかかったままの家があるわけですね。それで、このブルーシートがかかったままの家について、私どもでは、今、災害ケースマネジメントという全国的には非常に珍しいアメリカの〔ハリケーン〕カトリーナ災害〔への対応〕など参考にして始めたものであります。1つ1つに福祉的なアプローチをしよう。それで、1軒1軒おじゃまをさせていただきまして、事情をお伺いして、例えば法的な問題があれば弁護士の応援を頼むとか、そういうような専門家も交えて対応しよう、それで場合によっては生活保護に移行するというようなことも含めてやっていくということをしております。

必ずしも瓦を全部きれいに葺（ふ）き替えてということでもなく、雨露をしのぐ、要は平成30年度知事記者会見録



●もどる

さんが、災害ケースマネジメントを実行していて最後には思い切ったこうした措置を、対策を構築して生活保護世帯のほうは58万〔4千〕円の災害救助金の世帯については自ら手出しをされることも当

鳥取県の災害ケースマネジメント

鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例の一部を改正する条例

鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例（平成21年鳥取県条例第43号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次 前文 第1章～第3章 略 第4章 被災者の支援（第21条 <u>第25条の2</u> ） 第5章・第6章 略 附則 (広域的避難等) 第25条 略	目次 前文 第1章～第3章 略 第4章 被災者の支援（第21条一第25条） 第5章・第6章 略 附則 (広域的避難等) 第25条 略
<u>(被災者の生活復興支援体制の構築)</u> <u>第25条の2 県及び市町村は、相互に連携し、必要に</u> <u>応じ、個々の被災者の住宅、就労、健康、財産管理</u> <u>その他の生活に係る課題に総合的に対応する体制を</u> <u>構築し、被災者の生活の復興支援を行うものとし</u> <u>る。</u>	

～鳥取県中部地震からの復興～

生活復興支援 に取り組んでいます

平成28年10月21日午後2時7分頃、鳥取県中部を震源とする地震により、県内中部地域を中心に多くの被害が生じました。

県では、鳥取県中部地震からの復興を押し進めるため、官民が連携した生活復興を支える体制を整え、被災者一人ひとりに寄り添った支援（災害ケースマネジメント）に取り組んでいます。



鳥取県中部を震源とする地震

鳥取県中部を震源とする地震は、中国地方を中心に関東地方から九州地方にかけ広い範囲で日本列島を揺らしました。

地震の概要	発生日時	平成28年10月21日(金) 14時07分
	震源	鳥取県中部 (北緯35度22.8分、東経133度51.3分)
	マグニチュード	6.6 (暫定値)
	震源の深さ	11km (暫定値)

被災の状況

人的被害	重傷者8人、軽傷者17人
住家被害	全壊18棟、半壊312棟、 一部破損15,078棟
公共土木施設被害	127箇所 (道路・河川など) (平成30年3月20日12時現在)

災害ケースマネジメントとは ～被災者一人ひとりに寄り添った支援～

災害によって被害を受けた被災者一人ひとりに寄り添い、生活全体における状況を把握し、それぞれの課題に応じた情報提供や人的支援など個別の支援を組み合わせて計画を実施する取組です。

この取組は、2005年にハリケーン「カトリーナ」で甚大な被害を受けたアメリカ合衆国で初めて制度化され、被災者支援のために実施されました。国内では東日本大震災で被災した仙台市が初めて本格的に取り入れました。



鳥取県版災害ケースマネジメント「生活復興支援」の導入



中部1市4町を中心に住家被害は約15,000棟に及び、古い住宅を中心に屋根瓦（特に土葺きの瓦）のズレや落下が多く見られたほか、外壁のひび割れ・落下、塀の倒れ等が多数発生しました。これに対して、被災世帯の住宅再建及び修繕のための支援措置を講じるなど、県や市町村の積極的な支援により、鳥取県中部地震発生から約1年で、ブルーシートが残る住家は概ね5%にまで減少しました。

しかし、発災後1年を経過してもなお、住宅修繕に着手することができない世帯があり、中には健康面、資金面での課題を抱えていたり、高齢者世帯で修繕に向かう気力を失っておりしている方々などもおられました。

このような世帯へ対応するため、行政や民間団体などで構成する「生活復興支援チーム」を新設し、困り事の解決策を具体的に提案することで被災者の生活復興を後押ししていく鳥取県版災害ケースマネジメント「生活復興支援」に取り組むこととなりました。

また、今度再び大きな災害が発生した際にも同じ考え方で支援に取り組むため、平成30年4月に、この被災者の生活復興支援体制を全国で初めて条例に規定し、恒久制度としました。

鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例（抜粋）

(被災者の生活復興支援体制の構築)

第25条の2 県及び市町村は、相互に連携し、必要に応じ、個々の被災者の住宅、就労、健康、財産管理その他生活に係る課題に総合的に対応する体制を構築し、被災者の生活の復興支援を行うものとする。

鳥取県版災害ケースマネジメントの流れ

訪問調査



個別訪問による実態調査を実施

県、市町、震災復興活動支援センター職員が、世帯を個別に訪問し困りごとなどを聞き取り、世帯の状況を把握。

相談例

修繕資金不足、修繕方法が分からない、安価な賃貸住宅を探している。よく眠れない、気分が沈みがち、飲酒、喫煙の量が増えた。等

生活復興プランの検討



実態調査の結果に基づき関係機関が集まり生活復興プランを検討。各世帯の課題を整理。関係機関と情報共有し、必要な支援の検討。各世帯の状況に合わせた生活復興プランを作成。

関係機関

県、市町、震災復興活動支援センター
社会福祉協議会、地域包括支援センター 等

生活復興支援チームの派遣



必要な支援に対して支援チームを派遣

生活復興プランに基づいて個別訪問、専門家の派遣、支援窓口とのマッチング

生活復興支援チーム派遣イメージ

- ✓ 仕事⇨県立ハローワーク等
- ✓ 福祉⇨社協、地域包括支援センター
- ✓ 健康・心のケア⇨保健師
- ✓ 建物・土地⇨建築士、宅建協会
- ✓ 生活資金⇨ファイナンシャル・プランナー
- ✓ 法律⇨弁護士 等



災害ケースマネジメントに関する仕組みづくりについてお尋ねがありました。災害ケースマネジメントは、被災者が抱える多様な課題が解消されるよう、一人一人の被災者の状況を丁寧に伺い、関係者が連携して必要な支援を行う、こうした取組です。政府としては、これまでも、被災者の方が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう見守り、そして相談の機会、さらには被災者台帳を活用したきめ細かな支援等を行ってきたところです。また、効果的、体系的な被災者支援を実施できるよう、先進的な取組を進めている自治体による災害ケースマネジメントの好事例について、本年度中に全国の自治体に共有を図ることとしております。このような取組を平時から行うことにより、**今後とも、民間団体等を含めた多様な主体が連携した災害ケースマネジメントの仕組みづくりを進めてまいりたい**と考えます。

防災基本計画修正(内閣府)

第2編 各災害に共通する対策編 (第3章 災害復旧・復興)

修正前	修正後
<p>れるとき（国にあっては、その事務の遂行に支障のない範囲である場合に限る。）は、当該都道府県知事等に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、<u>都道府県等に対する</u>支援を行う。</p>	<p>れるとき（国にあっては、その事務の遂行に支障のない範囲である場合に限る。）は、当該都道府県知事等に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。</p>
(新設)	<p><u>○国〔国土交通省〕は、市町村長が管理を行う、一級河川又は二級河川以外の河川で市町村長が指定したもの（以下「準用河川」という。）における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、市町村長から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事を当該市町村長に代わって行うことが適当と認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該市町村長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。</u></p>
(新設)	<p><u>○国〔国土交通省〕は、災害が発生した場合において、都道府県知事等が管理の一部を行う指定区間内の一級河川若しくは二級河川又は市町村長が管理を行う準用河川に係る維持（河川の埋塞に係るものに限る。）について、当該都道府県知事又は市町村長から要請があり、かつ当該都道府県又は市町村における河川の維持の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する維持を当該都道府県知事又は市町村長に代わって行うことが適当と認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該都道府県知事又は市町村長に代わって維持を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。</u></p>
(略)	(略)
第4節 被災者等の生活再建等の支援	第4節 被災者等の生活再建等の支援
(新設)	<p><u>○国〔内閣府、厚生労働省〕及び地方公共団体は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</u></p>
(略)	(略)
○国〔内閣府〕及び地方公共団体は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付及び生活福祉資金の貸付を行う。	○国〔内閣府、厚生労働省〕及び地方公共団体は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付及び生活福祉資金の貸付を行う。
(略)	(略)
(新設)	<p><u>○国〔内閣府〕は、被災者台帳の作成や罹災証明書の発行、被災者生活再建支援金等の被災者支援に係る手続が円滑に行われるよう、地方公共団体に対し、デジタル化や先進技術の導入に必要な環境整備を行うものとする。</u></p>
(略)	(略)

令和4年度

国の施策並びに予算に関する提案・要望

令和3年6月10日

全国知事会

(3) 被災者生活再建支援制度等の住まいと暮らしの再建への支援

相互扶助の理念に基づく被災者生活再建支援法の想定を超える大規模災害発生時は、東日本大震災の対応や教訓等を踏まえ、特別の国の負担により対応すること。

制度の内容については、被災した世帯がどのように生活再建していくかに着目した支援も可能となるよう検討協議すること。

また、被災者生活再建支援制度の適用範囲について、一部地域が適用対象となるような自然災害が発生した場合には、法に基づく救済が被災者に平等に行われるよう、全ての被災区域が支援の対象となるよう見直すこと。さらに、被災者生活再建支援制度については、令和2年の法改正によって支給対象が中規模半壊世帯まで拡大されたところであるが、適用条件の緩和や国負担の強化など、更なる充実を検討すること。特に、令和2年7月豪雨では、平成30年7月豪雨の被災者が、2年という短い期間で再び被災されている状況を踏まえ、短期間に何度も被災する場合の生活再建は困難を極めることから、短期間で複数回被災した世帯の負担軽減策を検討すること。被災者支援にあたっては、別枠での支援を検討する等、特段の配慮をすること。加えて、自治体独自の支援制度への財政支援を検討するとともに、自助の観点から、国民に対して民間保険の活用を促す普及・啓発を図ること。

併せて、大規模災害の被災地においては、住宅の再建が困難な被災者がいることから、応急仮設住宅の供与期間が延長になった場合には、引き続き延長に係る財政措置を行うこと。

これらに加えて、住まいの再建・確保に向けた相談支援など、被災者それぞれの状況に応じて支援を実施する災害ケースマネジメントの仕組の導入や、こうした取組に対する財政支援について検討すること。

被災者支援については、複数の法制度等による趣旨の異なる制度が混在し、被災自治体や被災者にとってもわかりにくく、また、救済される被災者も限定されている。被災者支援施策については、国において、民間保険による救済とのバランスも考慮し、抜本的に検討を行い、被災の実情に応じた適切で不公平感のない、統一的かつ持続的な救済制度を検討すること。

また、災害公営住宅の家賃を一定期間減免する東日本大震災特別家賃低減事業及び災害公営住宅家賃低廉化事業については、被災者・避難者の速やかな生活再建や安定した暮らしの確保、被災・避難自治体の復興支援のため、必要不可欠な事業であることから、安定的な財政支援を継続すること。

さらに、原発事故による避難者のための災害公営住宅に係る東日本大震災特別家賃低減事業及び災害公営住宅家賃低廉化事業については、原発事故により長期避難を余儀なくされている避難者の厳しい生活再建状況や風評被害、人口減少など多くの課題を抱えている避難地域等の復興状況を鑑み、現行の支援水準を維持すること。

(4) なりわいや産業の復興への支援

地域経済の回復に不可欠な被災企業の早期再建や生産力強化、災害復興支援策として新規企業の誘致・立地・設備投資や既に立地している企業の再投資に必要な税制上の特例措置を講ずること。

また、大規模災害時には、商工業者が迅速に事業再開し、農林水産業者が早急に生産活動を再開できるよう必要な支援を行うとともに、補助対象経費の柔軟化や申請事務の簡素化を図ること。激甚災害指定を受けた都道府県間で、支援に差が生じ

これらに加えて、住まいの再建・確保に向けた相談支援など、被災者それぞれの状況に応じて支援を実施する災害ケースマネジメントの仕組の導入や、こうした取組に対する財政支援について検討すること。

2022年度骨太の方針

経済財政諮問会議 27頁

経済財政運営と改革の基本方針 2022

新しい資本主義へ

～課題解決を成長のエンジンに変え、持続可能な経済を実現～

令和4年6月7日

豪雪時の道路交通確保対策の強化、建築物の安全性向上、無電柱化等を推進するとともに、激甚化・頻発化する水害・土砂災害や高潮・高波への対策として、流域治水の取組¹¹⁶を推進する。インフラ老朽化対策¹¹⁷やスマート保安を加速するとともに、DXの推進などによるTEC-FORCE¹¹⁸及び気象台等の防災体制・機能並びに消防団を含む消防防災力の拡充・強化、次期静止気象衛星やデジタル技術等を活用した防災・減災対策の高度化¹¹⁹、船舶活用医療¹²⁰の推進、医療コンテナの活用を通じた医療体制の強化¹²¹、地方自治体によるタイムライン防災の充実強化を図るための気象防災アドバイザーや地域防災マネージャーの拡充、学校などの避難拠点等の防災機能強化や熱中症対策を含む環境改善、被災者支援等を担う人材の確保・育成¹²²、要配慮者避難や災害ケースマネジメント¹²³の促進等の地域防災力の向上や事前防災に資する取組を推進する。気候変動に伴う災害リスクへの対応に関するグローバルな新事業機会の創出を推進する。

(東日本大震災等からの復興)

東北の復興なくして、日本の再生なし。復興庁を司令塔に、「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針¹²⁴等に基づき、被災地の復興・再生に全力を尽くす。地震・津波被災地域では、被災者の心のケアなど残された課題に取り組む。原子力災害被災地域の復興・再生には中長期的な対応が必要であり、今後も国が前面に立って取り組む。東京電力福島第一原発の廃炉及び環境再生を安全かつ着実に進める。ALPS処理水については、基本方針¹²⁵及び行動計画¹²⁶等に基づき、引き続き、地元等の声を



支援等を担う人材の確保・育成¹²²、要配慮者避難や災害ケースマネジメント¹²³の促進等の地域防災力の向上や事前防災に資する取組を推進する。気候変動に伴う災害リスクへの対

¹²³ 一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を実施する取組

福祉及び防災の連携並びに民間組織の参画による被災者支援に関する法律要綱案

3.11 から未来の災害復興制度を提案する会



3.11から未来の災害復興制度を提案する会

HOME

私たちが目指すもの

私たちの活動

団体概要

活動を応援する

お問い合わせ

🔍

法改正の後、官民連携で スムーズな被災者支援を。

私たちは災害救助法を中心とする
災害復興関連制度の改正に取り組み、
官民連携の被災者支援の実現を目指しています。
改正後はホテルなどの民間施設が避難所として活用でき、
プライバシーを始めとする様々な問題も改善されていきます。

一 災害ケースマネジメントの実施と体制整備

1 災害時に被災者の人権が尊重される状況とするため、災害対策基本法の目的として社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に並び、「個人の尊厳の保持」に資することを目的として規定すること。（災害対策基本法第一条関係）

2 被災者が、誰一人取り残されることなく生活再建を実現するため、災害対策基本法の理念として、「すべての被災者が基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、また、支援を受けられること」を規定すること。（災害対策基本法第二条の二関係）

3 災害発生時に、都道府県及び市町村が、社会福祉関係団体、NPO及び士業団体等の参画を得て、訪問型を含めた相談支援及び各種支援制度の利用援助を実施することを義務化するとともに、社会福祉法に定める包括的な支援体制の整備（第百六条の三）及び重層的支援体制整備事業（第百六条の四）と一体のものとして実施することを規定すること。（災害対策基本法第九十条の五関係）

4 訪問型を含めた相談支援及び各種支援制度の利用援助を中心に福祉サービスを救助の種類とすること。（災害救助法第四条関係）

5 都道府県地域防災計画に訪問型を含めた相談支援及び各種支援制度の利用援助を中核とした被災者支援の実施を規定すること。（災害対策基本法第四十条関係）

6 市町村地域防災計画に訪問型を含めた相談支援及び各種支援制度の利用援助を中核とした被災者支援の実施を規定すること。（災害対策基本法第四十二条関係）

7 社会福祉法に定める重層的支援体制整備事業に災害対策基本法に定める訪問型を含めた相談支援及び各種支援制度の利用援助を規定すること。（社会福祉法第百六条の四関係）

8 社会福祉法に定める市町村地域福祉計画に災害対策基本法に定める訪問型を含めた相談支援及び各種支援制度の利用援助にかかわる事項を規定すること。（社会福祉法第百

七条関係)

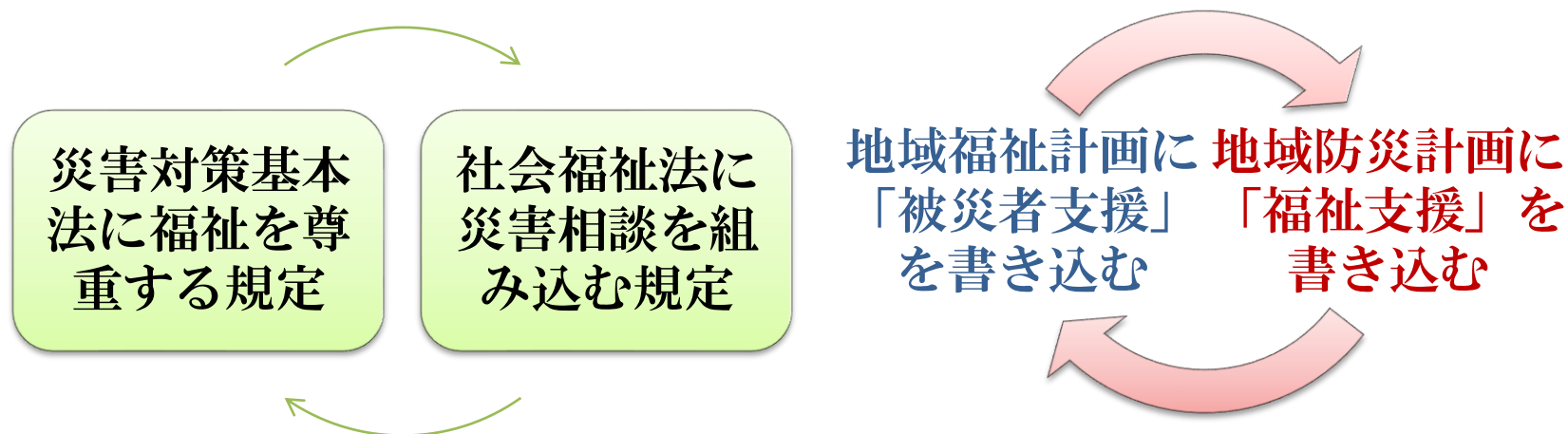
9 社会福祉法に定める都道府県地域福祉支援計画に災害対策基本法に定める訪問型を含めた相談支援及び各種支援制度の利用援助にかかわる事項を規定すること。(社会福祉法第百八条関係)

10 災害によって生じた生活困窮者の相談需要やアウトリーチの増加に対応するため、生活困窮者自立支援法に規定される自立相談支援事業を激甚災害法の補助対象とすること。(激甚災害法第二十六条関係)

二 災害対策への民間組織の参画

1 国、地方公共団体及びその他の公共機関並びに民間組織の適切な役割分担及び相互の連携協力を災害対策の基本理念とすること。(災害対策基本法第二条の二第二項関係)

2 国、地方公共団体及びその他の公共機関は、災害発生前から民間組織と適切な役割分担を取り決め、災害対応に至るまで連携に努めねばならないことを規定すること。(災害対策基本法第五条の三関係)



支援のゴールは平時の福祉

福
祉

【福】フク さいわい
幸い。しあわせ。

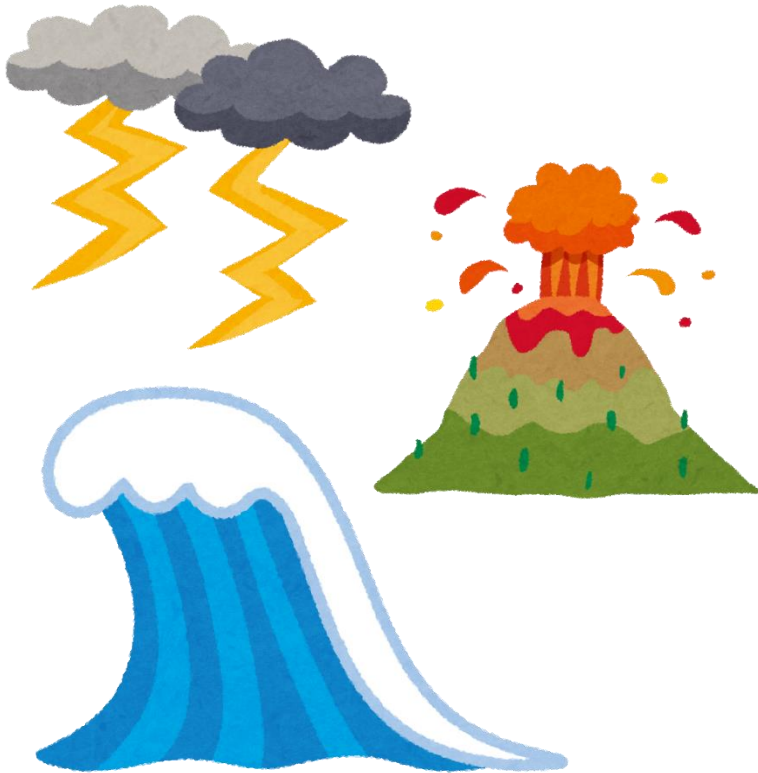
【祉】シ・チ さいわい
幸い。しあわせ。

「災害」とは

暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう
(災害対策基本法2条1号)

HazardとDisasterの違い

ハザードは
危機や現象



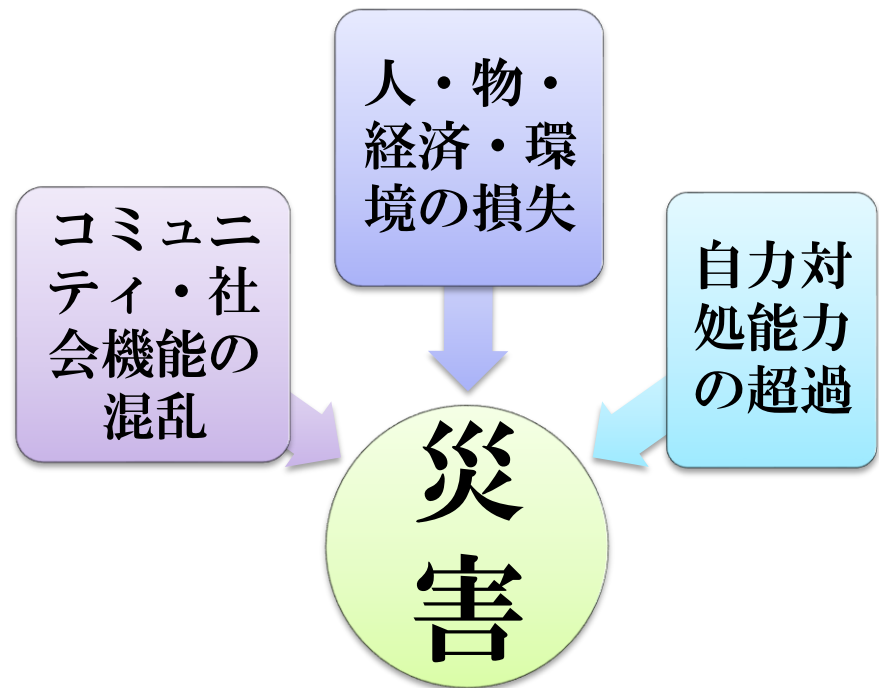
ディザスターは
社会や生活上の被害

国際的にはコロナ禍も災害

災害とは

「コミュニティまたは社会の機能の深刻な混乱であって、広範な人的、物的、経済的もしくは環境面での損失と影響を伴い、被害を受けるコミュニティまたは社会が自力で対処する能力を超えるもの」

出典：国連 国際防災戦略 防災用語集(2009年版)



DMATの
出動

自衛隊の
災害派遣

「被災」とは

一人ひとりの人権が損なわれること

一人ひとりの人権が危機にさらされること

復旧・復興・生活再建とは

一人ひとりの人権を回復すること

被災者生活再建支援における「災害ケースマネジメント」モデル



菅野拓 (2017) 「借上げ仮設を主体とした仮設住宅供与および災害ケースマネジメントの意義と論点—東日本大震災の研究成果を応用した熊本市におけるアクションリサーチを中心に—」 地域安全学会論文集, 31号, pp.177-186

防災

発災

再建

令和三年五月災対法改正

2) 個別避難計画（※）の作成

※ 避難行動要支援者（高齢者、障害者等）ごとに、避難支援を行う者や避難先等の情報を記載した計画。
<課題> 避難行動要支援者名簿（平成25年に作成義務化）は、約99%の市町村において作成されるなど、普及が進んだものの、いまだ災害により、多くの高齢者が被害を受けており、避難の実効性の確保に課題。
近年の災害における犠牲者のうち高齢者（65歳以上）が占める割合
令和元年東日本台風：約65% ・ 令和2年7月豪雨：約79%

<対応> 避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画について、市町村に作成を努力義務化。
任意の取組として計画の作成が完了している市町村 約10%
任意の取組として一部の計画の作成が完了している市町村 約57%
※併せて、マイナンバー法を改正し、名簿・計画の作成等に当たりマイナンバーに紐付く情報を活用

個別 避難計画

災害ケース マネジメント

防災基本計画 [令和3年5月25日中央防災会議決定]

高知県黒潮町

- ・ 個別津波避難カルテ

常総市

- ・ マイ・タイムライン

別府市

- ・ 避難支援計画

兵庫県

- ・ 個別支援計画/マイプラン

第4節 被災者等の生活再建等の支援

○国〔内閣府、厚生労働省〕及び地方公共団体は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

(略)

○国〔内閣府、厚生労働省〕及び地方公共団体は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付及び生活福祉資金の貸付を行う。

(略)

○国〔内閣府〕は、被災者台帳の作成や罹災証明書の発行、被災者生活再建支援金等の被災者支援に係る手続きが円滑に行われるよう、地方公共団体に対し、デジタル化や先進技術の導入に必要な環境整備を行うものとする。

(略)

趣旨

頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図るため、以下の措置を講ずることとする。

改正内容

1. 災害対策基本法の一部改正

①災害時における円滑かつ迅速な避難の確保

1) 避難勧告・避難指示の一本化等

<課題>

本来避難すべき避難勧告のタイミングで避難せず、逃げ遅れにより被災する者が多数発生。避難勧告と指示の違いも十分に理解されていない。

住民アンケート
 ・避難勧告で避難すると回答した者：26.4%
 ・避難指示で避難すると回答した者：40.0%

<対応>

避難勧告・指示を一本化し、従来の勧告の段階から**避難指示**を行うこととし、避難情報のあり方を包括的に見直し。



避難情報の報道イメージ（内閣府で撮影）

2) 個別避難計画（※）の作成

※ 避難行動要支援者（高齢者、障害者等）ごとに、避難支援を行う者や避難先等の情報を記載した計画。

<課題>

避難行動要支援者名簿（平成25年に作成義務化）は、約99%の市町村において作成されるなど、普及が進んだものの、いまだ災害により、多くの高齢者が被害を受けており、避難の実効性の確保に課題。

〔近年の災害における犠牲者のうち高齢者（65歳以上）が占める割合〕
 令和元年東日本台風：約65% 令和2年7月豪雨：約79%

<対応>

避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、**個別避難計画について、市町村に作成を努力義務化**。

〔任意の取組として計画の作成が完了している市町村 約10%
 任意の取組として一部の計画の作成が完了している市町村 約57%〕

※併せて、マイナンバー法を改正し、名簿・計画の作成等に当たりマイナンバーに紐づく情報を活用



避難行動要支援者が災害時に避難する際のイメージ

3) 災害発生のおそれ段階での国の災害対策本部の設置／ 広域避難に係る居住者等の受入れに関する規定の措置等

災害発生のおそれ段階において、国の災害対策本部の設置を可能とするとともに、市町村長が居住者等を安全な他の市町村に避難（広域避難）させるに当たって、必要となる市町村間の協議を可能とするための規定等を措置。



大規模河川氾濫時の他市町村への避難イメージ

個別避難計画 (事前災害ケースマネジメント)

高知県黒潮町

- ・ 個別津波避難カルテ

常総市

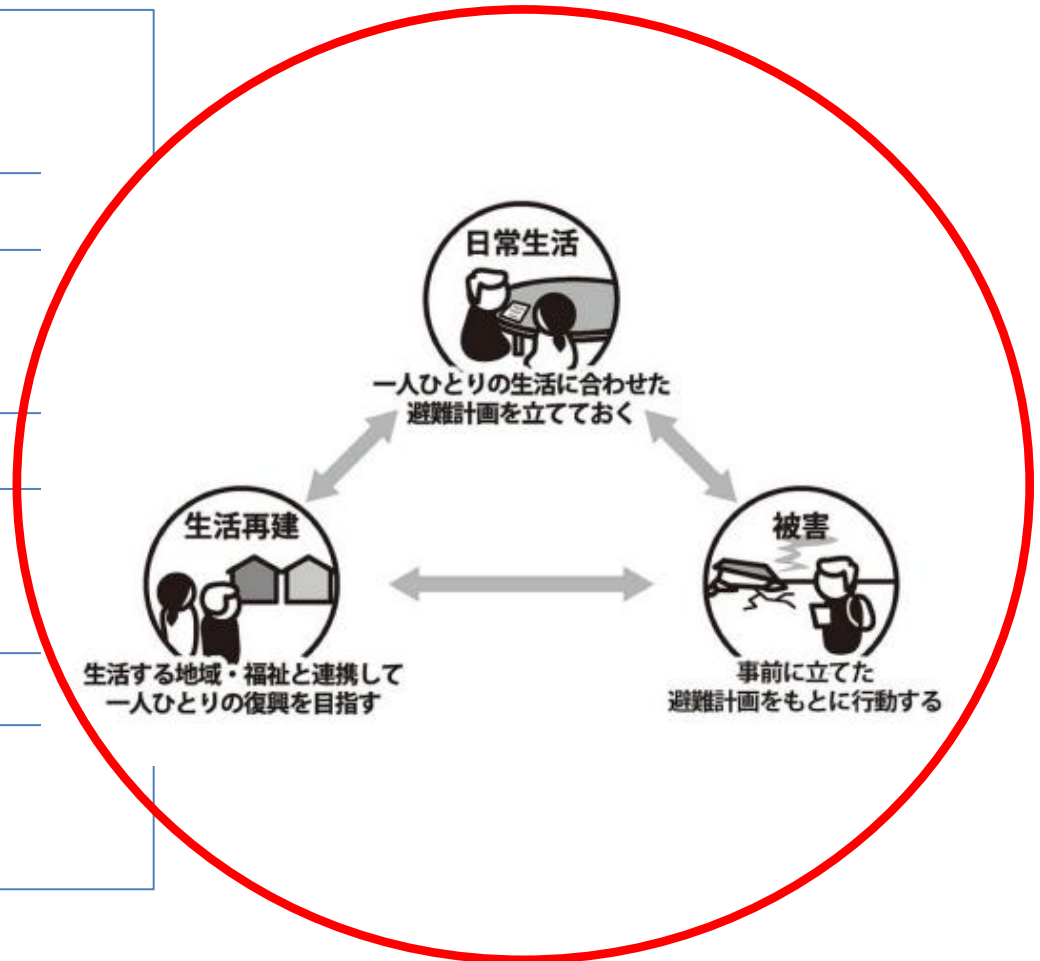
- ・ マイ・タイムライン

別府市

- ・ 避難支援計画

兵庫県

- ・ 個別支援計画/マイプラン





『防災対応力向上シート』 ～基本情報～

災害発生時に地域の支援者と安全に避難できるよう、「私に必要なこと」を理解してもらうため、私に関する情報を関係機関・者と共有することに同意します。

作成者：

続柄：

連絡先：

同意日：	年	月	日
ふりがな			生年月日
氏名 (自署)	男・女	大正・昭和・平成・令和・西暦	
心身状況	<input type="checkbox"/> 要介護・要支援 () <input type="checkbox"/> 障害者手帳 () <input type="checkbox"/> その他 ()		
住所			
連絡先	電話：	メール等：	
緊急連絡先			
①	(続柄：)	電話：	居住地：
②	(続柄：)	電話：	居住地：

◎住まいの災害リスクを**ハザードマップ**で確認しましょう

住まい	木造・鉄骨・鉄筋		建て	階居住	間取り	※寝室・普段いる部屋、出口への通路等	
建築時期	年	月	頃	耐震構造	有・無		
ハザード情報	<input type="checkbox"/> 洪水 浸水区域内 (深さ m) ・区域外 <input type="checkbox"/> 土砂災害 警戒区域内 ・区域外 <input type="checkbox"/> 津波 警戒区域内 (高さ m) ・区域外						
同居人	有 (名) ・ 無 (関係： →避難時に頼れますか？ 可・否)						
避難準備にかかる時間は？	家族等への連絡 分 + 持ち出し品の準備 分 + 家の戸締まり 分 = ①計 分						
避難先は？ (避難所または親族・知人宅等)	距離	手段	②移動時間	① + ② = 避難に必要な時間			
<input type="checkbox"/> 避難先 1			分	分			
<input type="checkbox"/> 避難先 2			分	分			
<input type="checkbox"/> 自宅の浸水しない場所 (2階以上等) 移動の手助け→ 要・不要							
ペットはいますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		その他留意事項				
種類：	名前：		現病・既往歴				
<input type="checkbox"/> 一緒に避難する							
<input type="checkbox"/> 知人等に預ける (日前に) (へ)							
緊急時の情報伝達・特記事項				医療機関(かかりつけ医)			
				服薬内容			
				医療処置・医療的ケア等			

85 個別避難計画と災害時ケアプラン

本書は、災害が起きた後の「災害ケースマネジメント」に的を絞っている。ただ、災害ケースマネジメントが制度化されたとしても、南海トラフ巨大地震の備えとして十分かという正直不安が残る。来るべき大災害に備え、現在、各地で展開されつつあるのが、一人ひとりの実情に応じた個別避難計画づくりである。国は、東日本大震災の教訓を踏まえて、市町村に災害時要援護者の個別計画をつくるよう求めている。

高知県黒潮町は、最大クラスの南海トラフ地震で、津波到達8分・最大津波高34mとの想定が発表されて、一時は「避難しても無駄だ」とあきらめムードに包まれた。しかし、町は「犠牲者ゼロ」を目標に立て、その対策の柱として「個別津波避難カルテづくり」を始めた。

まず全住民の避難行動調査を実施した。「世帯別津波避難シート」を配布して、一人ひとりの避難行動を把握し、40歳以上の高齢者や障がい者、単身者など、集落で懇談会を開き、避難行動の個別化を図る。また、町は、住民一人ひとりの避難行動を支援する取り組みだ。

また、2015年9月の鬼怒川決壊の被災地となった常総市では「マイ・タイムライン」の取り組みが進められている。マイ・タイムラインとは、住民一人ひとりのタイムラインという意味だ。鬼怒川・小貝川の氾濫が予想される地域で、自分自身がとるべき標準的な防災行動を時系列的に整理し、とりまとめる。そのアイテムとして「マイ・タイムラインノート」が用意されている。

住民一人ひとりが、知るべき情報や、検討会などで得られた気付き、そして自分自身が考えたこと等を書き込み、洪水発生時にとるべき防災行動をノート

第4章 被災者が主人公となる生活の再建

兵庫県社会福祉士会の取り組み



IBOSAIブックレット
No. 3

誰一人取り残さない
防災のために、
福祉関係者が
取り組むべきこと

【物語編】

立木茂雄 監修
Tatsumi Shigeo

西野佳名子 著
Nishino Kazuko

明書房



IBOSAIブックレット
No. 4

誰一人取り残さない
防災のために、
福祉関係者が
取り組むべきこと

【解説編】

立木茂雄 監修
Tatsumi Shigeo

西野佳名子 著
Nishino Kazuko

明書房

コーチング・スキルを学ぶ

「コーチング」＝対話を通じて新たな思考を生み出すこと

相手の中の答えを引き出す

かたまりをほぐす

簡単な質問から始める

自分の気持ちを話す

沈黙を活用する

リクエストを聞く

「不満」を「提案」に変える

目標をとことん話す

人生の新しい切り口を与える

物語をつくる

数値化する

役割を交換する

失敗する権利を与える

オリジナルのチェックリスト

個別避難計画が うまく進まない法制度の原因



たとえば「個人情報保護法」

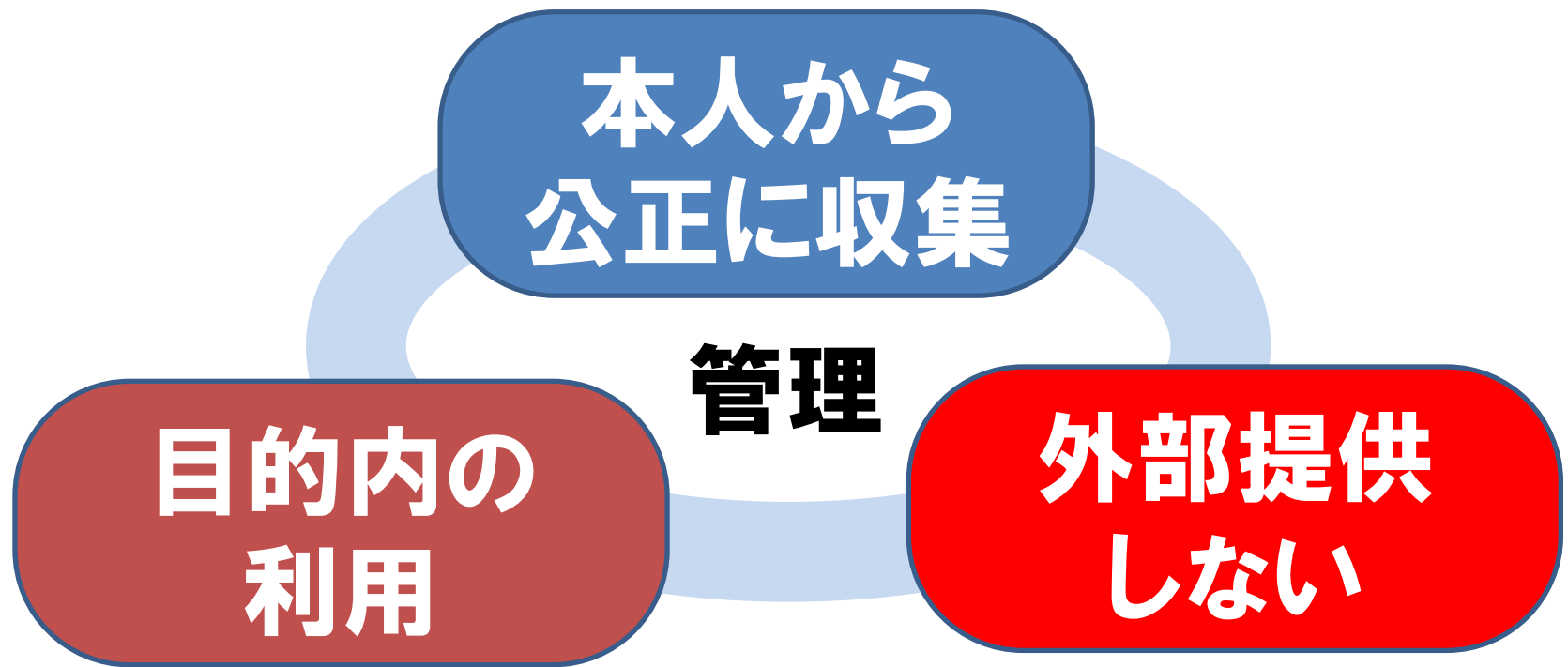


個人情報保護法の目的

- 「個人情報の保護」が目的ではない。
- 「個人の権利利益の保護」が目的。
「個人情報の保護」は手段。
- 「個人情報の有用性」への配慮(バランス)



個人情報保護の基本的な枠組み



[原則]

個人情報は、本人から収集し、目的の範囲内で、自ら利用する

個人情報共有のあり方

本人外からの
取得

法律の意味は
ここにある！

「個人データ」
(×個人情報)

目的外の
利用

第三者への
提供

法令（災害対策基本法など）に基づく場合はOK

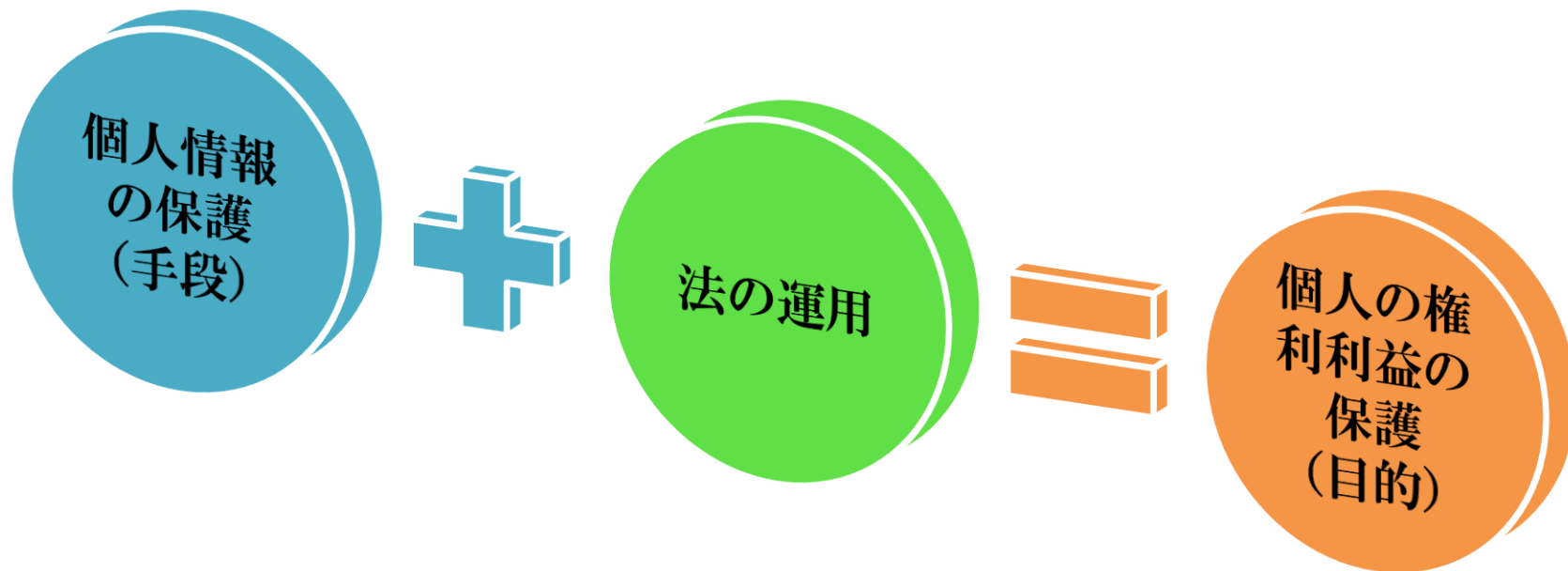
生命・身体・財産の保護に必要で本人同意が困難ならOK

公衆衛生向上・児童の健全育成に必要で本人同意が困難ならOK

個人情報保護法の目的

第1条 この法律は、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定めるとともに、個人情報保護委員会を設置することにより、行政機関等及び個人情報の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、**個人の権利利益を保護することを目的とする。**

情報を守るためではなく



人を守るためにある

神戸市における災害時の要援護者への支援に関する条例

第7条（個人情報収集及び要援護者支援団体への提供）

市長は、第3条第1項の規定に基づく体制の整備を推進するため、次に掲げる者の個人情報を本人の同意を得て収集し、及び**要援護者支援団体に提供することができる。**

（中略）

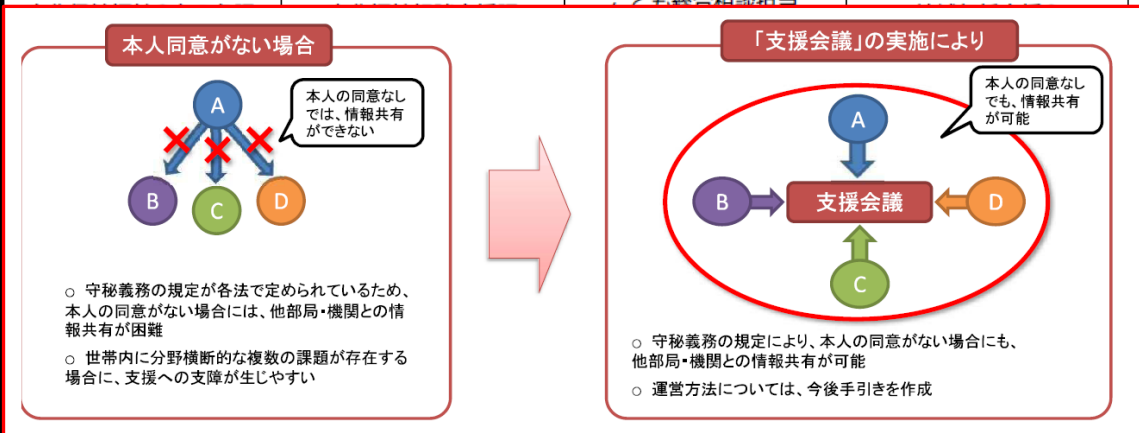
- 4 第1項の規定に基づき個人情報を収集し、及び要援護者支援団体に提供することについて本人の同意を求めた場合において、本人による**不同意の意思が明示されなかつたときは、同項の規定の適用に関しては、これらのことについて本人の同意を得ているものと推定する。**

第13条（緊急時における要援護者への支援台帳の作成等）

市長は、第7条第1項の規定に基づき個人情報を収集し、及び要援護者支援団体に提供することについて本人の同意を求めた場合において、本人による**不同意の意思が明示され、同条第4項本文の規定による推定を受けなかつたときであつても、緊急時における要援護者の安否の確認及び避難生活の支援のために災害の発生後直ちに情報の提供が行えるように、当該不同意に係る個人情報に関して要援護者登録保留台帳を作成するものとする。**

重層的支援体制整備事業における個別支援の会議体と他制度の会議体との比較

	重層的支援体制整備事業の会議体		生活困窮者自立支援制度の会議体		要保護児童の会議体	高齢者支援の会議体
	支援会議	重層的支援会議	支援会議	支援調整会議	要対協における個別ケース検討会	地域ケア会議における個別ケア会議
根拠法令	社会福祉法第106条の6	なし	生活困窮者自立支援法第9条	なし	児童福祉法第25条の2	介護保険法第115条の48
対象者	狭間の問題・複合的な課題を抱える人	重層的支援体制整備事業の利用者	・生活困窮者 ・生活困窮の可能性のある者 ・生活保護受給者	生活困窮者自立支援制度利用者	要保護児童	高齢者
本人同意	不要	必要	不要	必要	不要	不要
守秘義務の有無(法的根拠)	有(同法第106条の6⑤)	なし	有(同法第9条⑤)	なし	有(同法第25条の5)	有(同法第115条の48⑤)
罰則(根拠)	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金(同法第130条の6)	-	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金(同法第28条)	-	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金(同法第61条の3)	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金(同法第205条②)
関係機関等に対する資料等の協力依頼・関係機関の協力義務(根拠)	できる・努力義務(同法第106条の6③及び④)	-	できる・努力義務(同法第9条③及び④)	-	できる・規定なし(同法第25条の3)	できる・努力義務(同法第115条の48③及び④)
事務局(主担当)	市、多機関協働事業者又は包括的相談支援事業者(直営又は委託)	多機関協働事業者(直営又は委託)			こども総合相談担当	
主な構成員	行政機関 各分野の相談支援機関や サービス提供事業者 児童福祉関係 保健医療関係 教育関係 地域(NPO、ボランティア等の活動団体) その他必要に応じて支援関係機関や地域の関係者、地域住民等	・行政機関(必須) ・多機関協働事業者(必須) ・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業者(原則) ・参加支援事業者(原則) その他必要に応じて支援関係機関や地域の関係者、地域住民等				
備考	※ 運営方法は、今後国の手引きが作成される予定					



※障害者(18~64歳)の支援に同意しない場合は、生活困窮者自立支援法に基づく支援会議により対応

「個人情報保護」は災害支援のブレーキになっている。災害直後の安否情報さえ実名を出してよいか躊躇しているのが実情だ。「行方不明者の必死の捜索が続きます」と報じられているのをテレビで見ていると、実は行方不明者は自分だったなどという笑えない話が現実には起きている。

一刻を争う緊急時に匿名の弊害が立ち上がる。実は、個人情報保護法や災害対策基本法等の法律では、生命の安全にかかわる緊急時には本人の同意は不要と明記されている。DV被害者の保護とは別次元の話だ。ところが、普段から個人情報保護の呪縛にとらわれているので、災害が起きても普段と同じような硬直的な対応をしてしまうのである。

福島原発事故が起きた直後、原発から30km圏内の地域は屋内退避を指示され、多くの人が圏外に避難したが、障害者や高齢者の多くは避難できず自宅に残った。南相馬市では約300人の自衛隊員が、あらかじめ市が作成していた要援護者リストに基づいて安否を確認したので、市内に取り残された人はいないと目された。

しかし、地元で障害者支援事業を展開している青田由幸さんが確認したところ、少なからぬ障害者たちが市内に取り残されていることが判明した。青田さんは市に掛け合って障害者手帳リストの開示を求めた。市の担当者は、悩みに悩んだ末に、辞職も覚悟する決死の思いでリストを渡し（後に市長の専決処分が開示は承認された）、それを基に民間の障害者支援団体がローラー作戦で一人ひとりに安否確認し、取り残された人々を救出した。このように障害者リスト開示に踏み切ったのは南相馬市だけであり、逆にいうと、他の地域の障害者たちは取り残され、放射線の危険にさらされたまま耐え忍んでいたことになる。

このエピソードは、多くの教訓を含んでいる。

第1に、同意者だけをリストアップした要援護者名簿は役に立たないということ。

第2に、気付いた人が求めなければ個人情報は開示されずに終わってしまう

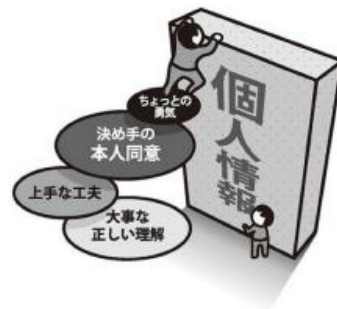
ということ。

第3に、法の趣旨から、決死の覚悟などせずとも開示可能であるのに、現場では極めて高い心理的ハードルを感じているということ。

第4に、一人ひとりにアクセスするには行政や自衛隊の力だけでは足りず、地域に根差した民間セクターの力が欠かせないということ。

そもそも、個人情報保護制度は、ITネットワークの発達による社会・経済の高度な情報化に対応するために整備された。最近では、2017年に個人情報保護法が改正されたり、GDPR（EU一般データ保護規則）が発効されたりして、保護を強化する傾向がある。しかし、個人情報保護法の第1条は「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする」と明記している。

あくまで最終目的は一人ひとりの個人の保護なのだ。個人情報の保護は手段に過ぎない。したがって、「個人情報の保護のために、個人の命や利益を犠牲にする」などというのは本末転倒なのだ。しかし、現実には、そういう事態が起きている。「個人情報保護の過剰反応」ともいわれるが、私たちは、あらためて個人情報保護の原則がどういうものなのか、立ち戻って考える必要がある。



●個人情報保護の過剰反応克服の4つのポイント

1つ目は、まず個人情報保護の正しい理解と、基本的な仕組みをきちんと把握することである。

2つ目は、災害時に上手に対応できる「使える仕組み」をつくっておくことである。

3つ目は、万能キーである「本人の同意」を取るための仕組みと努力を尽くすことである。

4つ目は、いくら準備を尽くしてもグレーゾーンは残るので、災害時には「本人の利益のために」クレームを恐れず個人情報を活用する決断をする姿勢である。

被災者生活再建ノート・被災者カルテ

一人ひとりの被災者が
生活再建のために
自らの状況を把握し
支援者の助言を記録し
情報を届け、
多様な支援を実効化
そのための
「ノート」「カルテ」



被災者生活再建ノート

フリガナ		性別	生年月日	年齢	電話	
お名前 (世帯主)			年 月 日	歳	メール アドレス	
災害前の住所					<input type="checkbox"/> 持ち家 <input type="checkbox"/> 親族宅 <input type="checkbox"/> 借家 <input type="checkbox"/> その他 ()	
現住所	<input type="checkbox"/> 災害前と同じ				<input type="checkbox"/> 持ち家 <input type="checkbox"/> 親族宅 <input type="checkbox"/> 借家 <input type="checkbox"/> 仮設住宅 <input type="checkbox"/> 借上住宅 <input type="checkbox"/> 災害公営住宅 <input type="checkbox"/> その他 ()	
同居家族	災 害 前			現 在		
	お名前	続柄	職業	お名前	続柄	職業 年齢
就業状況	災 害 前		現 在			
	職 業	勤務先	職 業			
	<input type="checkbox"/> 正社員 <input type="checkbox"/> 非正規・パート <input type="checkbox"/> 自営業 <input type="checkbox"/> 会社経営 <input type="checkbox"/> 主婦 <input type="checkbox"/> 求職中 <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> その他		<input type="checkbox"/> 正社員 <input type="checkbox"/> 非正規・パート <input type="checkbox"/> 自営業 <input type="checkbox"/> 会社経営 <input type="checkbox"/> 求職中 <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> その他			
人の	被害の内容					被害の状況
	<input type="checkbox"/> 家族が亡くなった	亡くなった方のお名前	続柄	死亡時期	死因	

住 ま い の 被 害	被害の内容	確認・検討すべきこと
	<input type="checkbox"/> 住んでいる家の被害を受けた 具体的な被害 例) 2日間停電、1週間断水 など	<input type="checkbox"/> 罹災証明書 ※詳しくは●頁 <input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 一部損壊 <input type="checkbox"/> 損壊なし <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 応急仮設住宅 ※詳しくは●頁 <input type="checkbox"/> 入居申込をした <input type="checkbox"/> 基礎支援金(最大100万円) ※詳しくは●頁 <input type="checkbox"/> 受給した→受給額 (円) <input type="checkbox"/> 申請したが不支給だった <input type="checkbox"/> 保険金(共済金) <input type="checkbox"/> 火災保険 <input type="checkbox"/> 地震保険 <input type="checkbox"/> 生命保険 <input type="checkbox"/> 家財保険 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 加入していない
仕 事 の 被 害	被害の内容	確認・検討すべきこと
	<input type="checkbox"/> 仕事を失った <input type="checkbox"/> 勤務先が倒産し、解雇された <input type="checkbox"/> 勤務先は存続しているが、解雇された <input type="checkbox"/> 怪我等のため働けなくなった <input type="checkbox"/> 廃業した <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 未払賃金立替払制度 <input type="checkbox"/> 受給した <input type="checkbox"/> 失業給付 <input type="checkbox"/> 受給した <input type="checkbox"/> 労災給付 <input type="checkbox"/> 受給した

被災者カルテ

訪問日	年	月	日	訪問者	氏名	属性 <input type="checkbox"/> 弁護士 <input type="checkbox"/> 司法書士 <input type="checkbox"/> 社協職員 <input type="checkbox"/> 福祉職員 <input type="checkbox"/> その他 ()
対応者				所属・連絡先		
相談事項	被害について	<input type="checkbox"/> 人の被害 <input type="checkbox"/> 住まいの被害 <input type="checkbox"/> 仕事の被害				
	現在の生活について	<input type="checkbox"/> 健康・医療 <input type="checkbox"/> 日常生活 <input type="checkbox"/> 地域・交友関係 <input type="checkbox"/> 経済面 <input type="checkbox"/> 支援の希望				
	生活再建に向けて	<input type="checkbox"/> 被災ローン <input type="checkbox"/> その他経済面 <input type="checkbox"/> 住まい <input type="checkbox"/> 仕事				
	その他	<input type="checkbox"/> 支援制度 <input type="checkbox"/> その他 ()				
相談概要	1					
助言内容						
対応区分	<input type="checkbox"/> 相談のみで終了 <input type="checkbox"/> 相談継続(次回相談予定:) <input type="checkbox"/> 専門家紹介(紹介先:) <input type="checkbox"/> 行政窓口紹介(紹介先:) <input type="checkbox"/> その他 ()					

生活再建ノートの利用

被災者自身が自分の被害状況を理解していない場合や、何からどうしていいかわからない場合は少なくありません。



生活再建ノートはチェック形式で答えやすく、今抱えている問題を整理できるようになっています。

世帯に1冊ではなく、一人ひとりに作成することで家族間での意見の違いも見えやすくなります。



「カルテ」の部分には、支援者との相談内容が記録できるようになっています。



「支援制度の概要」も収録されており、制度の内容を確認することもできます。

ノートを被災者の手元に残すことで、自身で状況を見つめ直すことができます。また、分野の異なる支援者間での情報共有にも役立ちます。



問題を明確に把握することで、今後の人生設計をより具体的に考えられるようになります。

最後の一人まで
(災害復興フェーズ)

&

最後の一人から
(防災減災フェーズ)

[付録]阪神・淡路大震災28年目に 自分に言い聞かせる28訓

- | | |
|------------|-----------------|
| 1 あきらめない | 15 深刻さをわらいあう |
| 2 がんばらない | 16 絶望をこわがらない |
| 3 がまんしない | 17 過去をよくふりかえる |
| 4 わすれない | 18 制度をやわらかくする |
| 5 みとめあう | 19 自分の力でやる |
| 6 なぐさめあう | 20 己を知り限界を知る |
| 7 つながりあう | 21 行政に依存せず・されず |
| 8 わかちあう | 22 誰のためかを考える |
| 9 かんがえぬく | 23 何のためかを考える |
| 10 たちあがる | 24 目的と手段を入れ替えない |
| 11 よせあつめる | 25 失敗したらやり直す |
| 12 くみあわせる | 26 冷静に怒り静かに攻める |
| 13 こえをだす | 27 しなやかに回復する |
| 14 だまってるいい | 28 一人ひとりを大切にする |